

## むつ市議会第235回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成30年3月6日（火曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案上程、提案理由説明】

第1 議案第38号 むつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについて

【一般質問】

第2 一般質問（市政一般に対する質問）

- (1) 25番 鎌田 ちよ子 議員
- (2) 14番 中村 正志 議員
- (3) 16番 浅利 竹二郎 議員
- (4) 20番 村中 徹也 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	原 田 敏 匡	2番	山 本 留 義
3番	佐々木 隆 徳	4番	工 藤 祥 子
5番	横 垣 成 年	6番	目 時 睦 男
7番	野 呂 泰 喜	8番	石 田 勝 弘
9番	菊 池 広 志	11番	佐 賀 英 生
12番	富 岡 修	13番	大 瀧 次 男
14番	中 村 正 志	15番	濱 田 栄 子
16番	浅 利 竹二郎	17番	佐々木 肇
18番	齐 藤 孝 昭	19番	富 岡 幸 夫
20番	村 中 徹 也	21番	川 下 八 十 美
22番	半 田 義 秋	23番	菊 池 光 弘
24番	岡 崎 健 吾	25番	鎌 田 ち よ 子
26番	白 井 二 郎		

欠席議員（1人）

10番	東 健 而
-----	-------

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	鎌 田 光 治
教 育 長	遠 島 進	公 管 企 業 者 営 理 者	花 山 俊 春
政 統 括 策 監 総 務 部 長	川 西 伸 二	代 監 査 委 員	齊 藤 秀 人
選 挙 管 理 委 員 会 長	畑 中 政 勝	農 委 員 会 長	立 花 順 一
企 画 部 長	村 田 尚	財 務 部 長	氏 家 剛
財 務 部 務 監	赤 坂 吉 千 代	民 生 部 長	中 里 敬
保 健 福 祉 部 長	瀬 川 英 之	保 福 健 祉 推 進 部 長	徳 田 暁 子
経 済 部 長	三 上 達 規	建 設 部 長	光 野 義 厚
川 内 庁 舎 長	二 本 柳 茂	大 畑 庁 舎 長	坂 井 隆

計者部部長	樹	中	秀	之	濱	田	一	之	計者部部長
員長	茂	柳		一	濱	田	賢	一	員長
部長	子	澤	寿々	誠	寺	島		誠	部長
部長	子	田	敦	昭	萬	年	茂	昭	部長
部長	真	田		論	柳	田		論	部長
部長	み	野	かづ	勇	松	谷		勇	部長
部長	之	山	政	子	鍋	谷	久美	子	部長
部長	雄	藤	節	彦	工	藤	和	彦	部長
部長	顕	田	正	広	須	藤	勝	広	部長
部長	悦	藤	孝	力	角	本		力	部長
部長	郎	杉	俊	三	中	野	敬	三	部長
部長	子	谷	賀士	司	成	田		司	部長
部長		千代							部長

部略長館長	杉	澤	一	德	部長	中	村	久
育会局課幹	畑	中		涉	育会局習長	吉	田	由佳子
育会局校課幹	中	居	春	雄	育会局館幹佐	櫻	井	忍
部課幹	栗	橋	恒	平	部災課幹	菅	原	尚昭
部民課幹	角	本	昌	史	部境課幹	品	木	聡
健部童課幹	品	木	貴	子	健部包括援一幹	辻		郁子
部課事	中	村	善	光	部課事	佐	藤	貴昭

経観課安館  
 済戦渡  
 員務務主  
 員務育主  
 務務  
 画携  
 祉庭  
 務務  
 総総主

土木課  
 員務學  
 員務書主補  
 務全生策  
 祉包夕主  
 務務  
 建土  
 教委事生課  
 教委事図総館  
 総防安主  
 民環政主  
 保福地支七医  
 総総主

事務局職員出席者

事務局長	東		雄	二	次	長	伊	藤	泰	成
総括主幹	奥	本	聡	志	主	幹	葛	西	信	弘
主任主査	堂	崎	亜	希子	主	事	山	本		翼

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（白井二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（白井二郎） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

3月5日市長から、今定例会に議案1件を追加提案したい旨の申し入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で、本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（白井二郎） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

## ◎日程第1 議案上程、提案理由説明

○議長（白井二郎） 日程第1 議案第38号 むつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。ただいま追加上程されました議案第38号 むつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについて、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

本案は、本年4月1日から副市長を2人にするため、新たに副市長として川西伸二氏を選任いた

したく、提案するものであります。

以上をもちまして、追加上程されました議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（白井二郎） これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案第38号については、3月8日に質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

## ◎日程第2 一般質問

○議長（白井二郎） 日程第2 一般質問を行います。

今日は、鎌田ちよ子議員、中村正志議員、浅利竹二郎議員、村中徹也議員の一般質問を行います。

## ◎鎌田ちよ子議員

○議長（白井二郎） まず、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。25番鎌田ちよ子議員。

（25番 鎌田ちよ子議員登壇）

○25番（鎌田ちよ子） おはようございます。公明党、公明・政友会の鎌田ちよ子でございます。

弥生3月、卒業、就職、退職と旅立ちの季節です。春の訪れとともに、入学、そして就職へと新たなスタートを前に、どこことなく緊張感に包まれた時期でございます。

今年度で勇退される遠島進教育長様初め退職される職員の皆様には、大変お世話になり、ありがとうございました。長年にわたり市政を支えていただいたご功績、ご労苦に心から敬意を表する次第でございます。ご健康に留意され、今後も豊富

な経験からのご指導、ご教示をよろしくお願いいたします。

そして、3月3日は桃の節句、幼稚園や保育園では子供たちの笑顔あふれるひな祭りがにぎやかに行われています。むつ市の未来を担う子供たちの健やかな成長に思いをはせ、むつ市議会第235回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。市長並びに理事者の皆様におかれましては、誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

質問の1は、子育て支援についてです。安心して子供を産み育てることができ、子供自身が伸び伸び成長することができる環境づくりが大切であると考えます。子ども・子育て支援法の基本理念にあるように、保育所の待機児童解消や地域を巻き込んだコミュニティ、市民、事業者の方々との連携、協働が重要となります。

新年度、福祉政策を強化するため、課から部に組織再編された子供にかかわる事業に特化する「子どもみらい部」の新たな事業並びに支援体制についてお伺いいたします。

次に、病後児預かり事業についてです。共稼ぎ、そして女性の社会進出が進んでいます。我が子が病気のときや病後の状態にいるときは、そばにいてあげたいと思うのは親として当然のことです。責任ある仕事などの都合で、どうしてもそばにいてあげられない状況になることがあります。安心して預けられる場所の確保として、本市では病後児預かり事業を行っています。本事業の運営状況と今後の課題についてお知らせください。

次に、幼児発達支援センターについてです。2005年4月、発達障害者支援法が施行いたしました。発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害や一般にLDと表される学習障害、ADHDと表される注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害で、その症状が低年齢、主に幼児期にあらわれる発達障害に対

して早期発見と早期療育、そして何よりも家族への助言、母親へのサポートが重要です。

発達障害という個性を持った子供たちへの支援については、その成長段階や家庭などの置かれている生活環境に応じた個人ごとの対応が必要であり、医療、保健、障害児童福祉などの関係部門が一体となり取り組むことが不可欠であると考えます。支援体制の中心的な役割を持つ幼児発達支援センターの新設についてお伺いいたします。

次に、子育て応援パスポート事業についてです。47都道府県の導入となり、全国の都道府県が運営し、全国共通で利用できるようになりました。登録されたお店で、中学生以下のお子様とご家族がさまざまなサービスを受けられる子育て応援パスポート事業の運営は青森県です。地域、社会全体で子育てを応援し、子育てに優しい地域社会づくりを目指して、18歳未満の子供を持つ子育て家庭をあおもり子育て応援わくわく店など、協賛店が応援する事業です。あおもり子育て応援パスポート事業の運営状況についてお知らせください。

質問の2は、健康寿命の延伸についてです。新年度健康づくり推進課は部になり、市民の健康増進、平均寿命の延伸に向けた施策展開に期待をしております。高齢化や人口減少社会によって医療や介護費用が膨らみ、厳しい財政運営が強いられている本市において、市民が健康であり続けるためには、市民一人一人の生活習慣病や寝たきりを予防することが重要であり、市民の健康寿命の延伸は極めて重要な政策課題です。

世界に先駆けて高齢化が進行している我が国では、平均寿命の伸びとともに寝たきりなど不健康な期間も延びることが予想されています。健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間、健康寿命を延伸することが一人一人の生活の質を保ちながら豊かな生活を送り、また医療

費などの社会的負担を軽減するためにも重要になっています。

健康で長生きしたい、これは誰もが願うことです。健康は、全ての人にとって幸せの源と言えます。高齢化が進行する中で、単に長生きするという寿命の長さではなく、健康で生き生きと暮らせる期間の健康寿命を延ばしていくことが大切という視点から質問いたします。

むつ市は、平成27年、健康まちづくり元年と銘打ち、健康づくり宣言を行い、むつぼし健康マイレージ事業を初めとして、市民が楽しみながらチャレンジできる健康施策を次々に打ち出し、短命県、短命市の汚名返上に挑戦しています。むつぼし健康マイレージ事業のこれまでの成果と今後の目標についてお知らせください。

次に、生活習慣病の対策について、年々増加する医療費、特にがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病を起因とする医療費が増加し、死亡の割合も高くなっています。

糖尿病などの生活習慣病は、食事、運動などの生活習慣を改善することで予防でき、重症化や合併症を避けるために特定健診や特定保健指導が実施されています。現状と課題についてお伺いいたします。

質問の3は教育行政、健康教育の取り組みについてです。社会環境の複雑化や少子化の急激な進展により、子供たちを取り巻く環境は大きく変わり、一人一人の役割も大変重要になっています。子供は国の宝であり、地域の宝物です。子供のうちから適切な生活習慣を身につける必要があります。未来を担う子供たちを家庭、学校、地域が協力し合い子供の健康を守るために、意識をさらに高め、大切に育てていかなければなりません。

近年子供たちの生活環境が乱れているとの指摘があります。文部科学省が先ごろ発表した2017年度学校保健統計調査では、裸眼視力が1.0未満の

小・中学生の割合が過去最悪でした。小学生は3年連続、中学生は4年連続で視力が低下、特に本県分では視力が1.0未満の児童・生徒の割合が全国平均より高く、視力低下が顕著でした。同じく肥満傾向児の出現率について、4年連続男女とも全ての年齢で全国平均を上回りました。視力低下の要因は、スマートフォンの普及やテレビゲームの影響が考えられます。

肥満について、子供のころから肥満で成長すると生活習慣病を発症するリスクが高くなると指摘されています。日常生活では、スクールバスなどでの通学がふえ、歩く機会が減っていることも要因と考えられます。大切な地域の宝物、児童・生徒の健康教育についてお伺いいたします。

がん教育についてです。生涯で国民の2人に1人がかかると推測されているがんは、重要なテーマであり、がんに対して健康に関する基礎的な教養として身につけておきたい知識です。

平成24年に策定された国のがん対策推進基本計画では、「子どもに対しては、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識をもつように教育することを目指し、5年以内に、学校での教育の在り方を含め、健康教育全体の中で「がん」教育をどのようにすべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とする」と記され、その5年目が本年となります。

がん教育とは、がんに関する知識の習得、生活習慣を見直す意識の向上、がん検診を受診する意識の向上、さらにはがん患者への理解を深めることで生まれる他者への思いやりや自分の生き方への問いかけなど命の大切さについて学ぶカリキュラムです。正しい知識を小・中学生など早い年代で学ぶことは大変重要であり、受講した子供たちから大人への波及は大きな健康促進の効果を生むものと考えます。

がん教育は、全国的に重要課題として取り組みが行われ、2018年度に予定される学習指導要領の改訂を視野に検討されています。健康と命の大切さを育むがん教育について伺います。

次に、LLブックの推進についてです。LLブックとは、誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた易しく読みやすい本のことです。日本語が得意でない方や知的障害のある方を初め、一般的な情報提供では理解が難しいさまざまな方に読みやすいようにつくられた本です。

平成27年、内閣府の調査では、平成17年と比較して、知的障害者の推移は10年で約20万人増加しています。障害者差別解消法では、行政機関などにおいて合理的配慮が義務づけられました。皆さんにとって、図書館は多くの可能性を内包している施設です。さらに、図書館からは、新たな視点で積極的な働きかけが求められていると思います。障害があることが読書を妨げるのではなく、その人に合った本や読書環境の整備、わかりやすく読みやすい本の提供など、読書を援助する人の確保や本を楽しむ場でのサービスの充実が求められていると考えます。

むつ市立図書館に読書を楽しめるように工夫したLLブックの購入と紹介コーナーの設置について伺います。

以上、3項目について質問いたします。簡潔明瞭、前向きなご答弁をお願い申し上げます。壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

子育て支援についてのご質問の1点目、福祉政策強化「子どもみらい部」設置による支援体制についてお答えいたします。今般の組織改編に当たりましては、現在のむつ市役所の体制が市民の皆

様に対しまして、きめ細やかな住民サービスを提供できる体制になっているのか、また今後においても住民ニーズに沿ったサービスの提供が可能なのかを熟慮したうえで組織を改めることといたしました。

福祉部門につきましては、福祉政策の充実強化を図るため、全世代応援市役所をコンセプトに一人一人の笑顔が輝くことをテーマとして、現行の保健福祉部を新たに福祉部、健康づくり推進部、子どもみらい部の3部に再編いたします。

課の編制も含めて新しい組織は、むつ市役所の新しい顔になります。市民の皆様におかれましては、家族に相談するようにお気軽にご相談いただければと存じます。

新組織の具体的な所掌事務についてですが、まず福祉部については高齢者の方々の支援を軸に、新たな地域福祉計画を策定し、共生社会の実現を目指した総合的な対応をまいります。

次に、健康づくり推進部については、健康寿命が低位にある青森県、そしてむつ市ですが、県と足並みをそろえて、健康寿命の延伸に向けた施策を進めてまいります。

そして、ご質問の子どもみらい部についてであります。むつ市の宝である子供たち、その一人一人の成長をどういう形で市が支援していくのかということ念頭に、切れ目のない子育て支援をさらに推し進めることが必要との思いを持って再編するものであります。

子ども家庭課につきましては、保育園入所に関することや各種手当、ひとり親家庭等医療費給付に加えて、健康推進課が所管している乳幼児医療費給付事業を子ども家庭課の所掌事務とし、医療費給付事業を同じ課で対応することとしております。

また、待機児童解消に向けては、民間保育施設の改築を補助金支給により支援することとして、



平成30年度予算案に計上したところであり、子育て家庭を応援するとともに、子供たちの豊かな未来が育まれることを期待するものであります。

子育て支援課につきましては、妊婦から保育園までの支援を担い、新生児訪問と生後4カ月までの全戸訪問事業を統一的行うこととし、昨年導入した「こんにちは赤ちゃん号」を活用し、新たなこんにちは赤ちゃん事業として進めてまいります。

子どもみらい部の新規事業といたしましては、特定不妊治療を行っている夫婦に対して治療費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。また、ハイリスク妊産婦が治療及び分娩または入院する子供の面会などのために要する交通費、宿泊費の一部を助成することとしております。

子育て施設経営課につきましては、ムチュ☆らんど、児童館の管理運営を担い、施設利用と子育て支援に関する情報提供を充実させてまいります。

また、お子様と一緒に来庁される皆様に落ちついて申請手続などを行っていただけるよう、子どもみらい部の前に子供たちが遊ぶことができるキッズコーナーを設置いたします。

このように、子育て支援に関する施策を統一的一かつ一体的に実施する体制を築き、切れ目のない子育て支援をさらに充実させてまいりたいと考えております。

市民の皆様には、むつ市に生まれてよかった、育ってよかった、暮らしてよかったと思っていただけの市役所であるように組織再編を実行するものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

病後児預かり事業及び幼児発達支援センター並びにご質問の2点目、子育て応援パスポート事業につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、健康寿命の延伸についてのご質問につき

ましては、健康づくり推進監からの答弁とさせていただきます。

○議長（白井二郎） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

教育行政についてのご質問の1点目、健康教育について及びご質問の2点目、がん教育については関連がありますので、一括してお答えいたします。

まず、本県及び当市の児童・生徒の健康にかかわる現状についてですが、小・中学校全学年を対象とした平成29年度の抽出調査によると、1.0未満の裸眼視力の割合は、小学生が全国の32%に対し、本県が44%、当市が48%となっており、中学生も同様に当市は全国や県よりも高い数値となっております。

また、小学校5年生と中学校2年生を対象とした調査によると、肥満傾向児の割合は小学校5年生男子が全国の10%に対し、本県が14%、当市が18%となっており、5年生女子、中学校2年生男女とも同様に当市は全国や県よりも高い数値となっております。

児童・生徒の運動習慣については、小学校での週当たりの運動時間は全国や県よりも長く、中学校では部活動の週休2日制の定着により全国や県よりも少し短くなっております。

また、生活習慣においては、朝食を毎日食べている割合は、全国や県よりもやや高い数値ですが、睡眠時間は全国や県よりも短くなるなどの課題が認められます。そのため、むつ市総合経営計画では、「体育・健康教育の充実」を掲げ、子供たちが自ら健康で安全な生活を送れるよう健康意識等の高揚に向け、学校、家庭、地域の連携による組織的、計画的かつ継続的に施策を推進すると示しました。

その具体として、弘前大学大学院医学研究科の  
中路特任教授を講師に迎え、「健康の未来を変え  
るプロジェクト事業」を今年度は4小・中学校で  
開催し、その取り組みは市内全小・中学校で共有  
することとしており、次年度以降も継続して実施  
する予定であります。

加えて、平成23年度から弘前大学教育学部から  
講師を招き、むつ市教育研修センターにおいて「心  
と体の健康教育講座」を開催し、さまざまな健康  
課題への対応について養護教諭を中心に研修を積  
んでいただいております。

次に、がん教育についてですが、がん対策推進  
基本計画に基づき、教員の理解促進のため、平成  
28年5月に文部科学省から出されたがん教育教材  
及び外部講師を用いたがん教育ガイドラインを、  
同年7月には同教材の指導案を市内小・中学校に  
周知しております。また、がんに関する中学生の  
理解促進のため、平成29年8月に公益財団法人が  
ん研究振興財団から配布依頼のあった「やさしい  
がんの知識」、大腸がん、肺がん、胃がんのパン  
フレットを市内の中学校2年生男女に、「やさし  
いがんの知識」、乳がん、子宮頸がんのパンフレ  
ットを市内の中学校2年生女子に配布し、啓発資  
料としております。

これまで、学習指導要領では病気の予防につ  
いて学習するよう明記されておりましたが、昨年  
発表された新学習指導要領では、小学校高学年の  
体育と中学校の保健体育において、ともに「がん  
の予防には生活習慣病の予防と同様に適切な生活  
習慣を身につけることが有効であることを理解で  
きるようにする」とがんの名称が明記され、指導  
内容が示されています。

これらに基づき、各学校では健康の保持増進と  
疾病予防の観点から、がんを含めた生活習慣等の  
病気の起こり方や生活行動、生活習慣との関連、  
病気の予防等について、体育の時間を中心に教科

書や他の教材等を使用しながら計画的に指導に当  
たることとなります。

本県の死因の第1位となっているがんを予防す  
るため、子供たちが健康について正しく学ぶ機会  
を持ち、がんなどの生活習慣病を予防するために  
自分にできることを考え、行動する能力を身につ  
けることは重要であり、命の大切さや家族に対す  
る思いやりの気持ちの醸成にもつながっていくも  
のと考えます。

教育委員会といたしましても、子供たちの輝く  
未来に向け、家庭や地域、関係機関等と連携を図  
りながら、学校における指導の充実に努めてまい  
りたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、LLブック（理解が難  
しい方にも読みやすい本）の推進についてお答え  
いたします。LLブックは、知的障害があったり、  
日本語を母語としないなどのため読むことに困難  
を伴いがちな人のために、基本的には一つのペー  
ジが易しくわかりやすく書かれた文章で、その文  
章の内容を絵記号、イラスト、写真などを使って  
構成されている本であります。

50年ほど前にスウェーデンで生まれ、スウェー  
デン語で易しく読みやすい本という意味を持つLL  
ブックは、日本では10年ほど前から研究や情報  
提供がされ始めたばかりで歴史も浅く、その認知  
度は残念ながら低い状況にあります。また、県内  
図書館の所蔵状況を見ましても、県立図書館ほか  
8市の図書館を合わせて17作品ほどになってお  
り、所蔵する他の図書館から借りることは可能で  
ありますが、冊数も非常に少ない状況にあります。

当図書館といたしましては、現在障害者サービ  
スの取り組みの一つとして、主に弱視の方や高齢  
者向けの文字が大きな本や録音図書を継続的に購  
入し、利用いただいておりますが、今後はLLブ  
ックの購入を前向きに考えておりますので、ご理  
解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（瀬川英之） 子育て支援についてのご質問の1点目、福祉政策強化「子どもみらい部」設置による支援体制についての病後児預かり事業の運営状況及び幼児発達支援センターの設置についてお答えいたします。

まず、病後児預かり事業の運営状況についてですが、過去5年間の利用状況につきましては、延べ人数として平成25年度82名、平成26年度75名、平成27年度50名、平成28年度56名、平成29年度は3月現在で84名となっております。

次に、幼児発達支援センターを設置できないかについてお答えいたします。現在本市では、センターとしての設置はないものの、子供の発育、発達に何らかの不安を抱えている親子を対象に、乳幼児発達支援事業として未就学児児童教室、ことばの教室や遊びの教室、ひよこ教室等を行っております。また、保育施設や教育委員会等の関係機関と連携して実施しております保育施設巡回相談では、子供の健やかな成長に資することができるよう、情報交換や支援の方法などについて検討を行っております。

今後は、子供の個々の育ちに対応した発達支援や家族支援、関係機関と連携し、地域での子育て環境を整える地域支援の体制をより一層推進していくことが必要であります。

新組織においては、子どもみらい部でこのような支援を継続していくこととなりますが、妊娠前から子育て期にわたる経過において、切れ目なく円滑に支援できるような体制整備について、さらに研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、子育て支援についてのご質問の2点目、子育て応援パスポート事業についてお答えいたします。子育て応援パスポート事業は、社会全体で子育て世帯を支援する機運の醸成につなげていく

ため内閣府が推進しているものであり、全国の協賛店において利用料の割引等の特典が受けられる仕組みとなっております。

制度の対象者は、青森県では18歳未満の子供がいる家庭や妊婦ですが、他県で利用するときは条件が異なりますので、確認が必要となります。

子育て応援パスポートの申請は、窓口である青森県子ども家庭支援センターに申込書類を送付するほか、パソコンやスマートフォンで青森県のホームページの電子申請システムから手続きができるようになっており、手続き完了後にパスポートが郵送される仕組みとなっております。青森県全体では、平成29年9月10日現在、パスポートは5,445枚が発行され、協賛店は2,015店舗となっております。

本市の利用状況につきましては、申請によるパスポート発行件数が172件、ホームセンターやレストランなどの協賛店が53店舗となっております。現在青森県のホームページなどで周知を図っているところではありますが、今後は市のホームページや子育て応援メールなどを活用して広く周知し、子育て家庭の支援につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 健康づくり推進監。

○保健福祉部健康づくり推進監（徳田暁子） 鎌田議員の健康寿命の延伸についてのご質問の1点目、むつぼし健康マイレージ事業の成果と今後の目標についてお答えいたします。

健康マイレージ事業は、参加者自らが立てた健康づくりのメニューの実行や健診の受診、健康関連イベントへの参加などによるポイント付与、スマートフォンアプリを使ったウォーキングの推奨など幅広い世代に対応し、健康を意識した日常生活と運動の習慣化を狙い、地域の健康意識の向上を目的として平成27年度から開始しました。今年

度で3年目となり、チャレンジ達成者は延べ1,800名に達しております。

今年度のチャレンジ達成者は、2月20日現在568名となっており、昨年度同時期と比較して約14%増となっております。また、健康チャレンジ達成者のアンケート状況から、本事業をきっかけにウォーキングを継続的に行うようになった方や健康関連イベントに参加するようになった方などの声が多くあり、今年度のチャレンジ達成者のうち約25%が新規チャレンジャーとなっております。

今年度は、働き盛り世代の参加者の拡大と事業の普及を図るため、従業員の健康づくりに積極的に取り組んでいる市認定のすこやかサポート事業所に出向き、体内年齢、血管年齢や肺年齢を測定する「むつ☆健康チェック事業」と連携して働きかけを行ってきたことで、新規チャレンジャーの増加につながったものと考えております。

むつ市オリジナルウォーキングアプリ「むつぼしWalker」につきましては、ダウンロード数が1月末現在4,830ダウンロードとなっております。毎月新しいチャレンジミッションの配信や下北の魅力を伝えるミッション「下北歩き旅」を第6弾まで配信しており、ウォーキングによる健康増進を図るとともに、地元への理解や愛着、市外利用者に対するむつ下北の魅力のアピール効果も期待できるものと考えております。

本事業を実施し、3年が経過しましたが、新年度はこの事業が参加した方の健康に実際に寄与しているかどうかの検証が必要と考えております。国保特定健診受診者のうち、健康マイレージ参加者と参加者以外を比較した場合、肥満度を示すBMI、中性脂肪などの数値がよいというデータがありますことから、今後はさらに多くデータを収集するため、他の健康保険組合の方々のご協力を仰ぐとともに、一定の健康チャレンジを行う

ことで、その成果を確認するモニターを募集するなど、事業の検証をしてまいりたいと考えております。

また、特に働き盛り世代について、市認定のすこやかサポート事業所を中心に健康意識向上と健康づくりへの取り組みを促すため、むつ☆健康チェック事業のほか、職場の健康リーダー「健康やか隊員」育成事業、500キロカロリー塩分2.5グラム以内のヘルシーバランス弁当の普及や、各地区で開催する健康教室やイベントなどの事業と健康マイレージ事業を効果的に組み合わせることで相乗効果が期待できるものと考えております。

本事業は、むつ市総合経営計画の「健康まちづくりの推進」の施策として実施しているものですが、健康は一日にしてならず、今後も引き続き息の長い取り組みが必要であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、特定健診、特定保健指導の現状と課題についてお答えいたします。むつ市の特定健診受診率につきましては、平成28年度の確定値では31.1%となり、平成25年度からの4年間で約11ポイント向上しています。また、特定保健指導実施率につきましては、平成28年度の確定値で20.6%となり、4年間で約7ポイント向上しています。これは、健診費用の無料化、未受診者への電話勧奨の実施のほか、健康マイレージ事業のポイントとしてインセンティブを付与するなどの事業により健診受診率、保健指導実施率向上の効果があらわれているものと考えております。しかしながら、健診等のデータを分析すると、40歳代から50歳代の若年層の受診率が低く、この層の健診率の向上が課題となっております。

そこで、新年度においては受診率の低い年齢階層に対して自身の健康に対する興味と関心を高め、受診率の向上につなげるため、特定健診データを分析して得られる健康年齢をお知らせする

「カラダ健康年齢お知らせ事業」など効果的な施策を検討、実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 25番。

○25番（鎌田ちよ子） 3項目にわたり丁寧なご答弁をいただき、ありがとうございます。

病後児預かり事業について、先日「おひさまルーム」とむつ市ファミリーサポートセンターに伺い、働いている人たちのお話を伺ってまいりました。利用者は年々ふえているということで、着実にこの事業は定着していると感じてまいりました。これからも、事業に関して特に力を入れていただきたいと思っております。

幼児発達支援センターでございますが、新設に向けて皆さんにはぜひ検討していただき、前向きに進めていただきたいと思うのは、やはり若いお母さんたちが子育てで悩んでいるときに一番力になるのはここしかないかなと思うところがございます。

トータル的なサポートが必要な発達支援なので、ぜひ早期に、十和田市では今年度事業化されました。むつ市のみでなくて、隣接町村も抱えたようなこの地域でございますので、そういう点からも県とか国にも働きかけてというところもあるかと思うのですが、このむつ市に新設していただきたいと強くお願いをいたします。

再質問でございますが、子育てのメール配信を昨年2月1日から導入していただいておりますので、感謝しているところでございます。

子育てアプリということについて、提案型の質問となりますが、子育て世代の多くが利用しているスマートフォンで、時間や場所にとらわれず、気軽に情報を取得し、学習できるアプリの導入です。宮城県の栗原市では、妊娠から子育てまで一貫してサポートするスマートフォン用アプリ「スマイル栗なび！」を導入しました。子供の成長記

録や予防接種の予定などを一括管理し、また動画配信、沐浴の仕方や離乳食のつくり方、赤ちゃんのお世話を動画で配信しています。また、そのほかにメール配信されているような情報ももちろん配信しています。動画で学習できることが大変大きなメリットと私は思うのですが、この件に関してご所見をお伺いいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

本市ではスマートフォンなどを利用した子育て情報の提供につきましては、実は昨年2月から「子育て応援メールむつ」というものを配信させていただいておりまして、本年1月末時点で559名の方にご登録をいただいております。今ご指摘いただいたスマートフォン用アプリによる情報提供、動画の活用も、これも非常に有効な手段だと思います。動画をいじって、余り子供を見ないのは問題だと思いますけれども、これもまた有効な手段だと思いますので、これからしっかり検討を進めていきたいと、このように考えております。

なお、我々保健師のメンバーが訪問事業などを通じてお母さん、それから子供に寄り添うということを最も重視してやっております、これからもその姿勢はフェイス・ツー・フェイスで、地域みんなで子供たちを育てていこうという発想の中で、そういう事業も引き続き考えていきたいというふうに思っております。

また、今回子どもみらい部というものをせっかくつくりましたので、今回ご提案いただいた幼児発達支援センターもそうですけれども、前回、前々回に鎌田議員からご提案いただいたネウボラですか、子育て世代包括支援センター、こういったこともしっかりとこれからこのむつ市でできないかということについて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（白井二郎） 25番。

○25番（鎌田ちよ子） 前向きなご答弁いただきありがとうございます。よろしくお願ひします。

質問の2の健康寿命の延伸についてでございます。むつぼし健康マイレージの事業の進みに従って検証のところに移っていくということの、そこから進んだむつ市民にまた一步身近なところに事業展開していることで期待しているところでございます。

生活習慣病の予備群に対するアプローチとしてお伺いをいたします。健診でもいろいろなサポートはしておりますが、体脂肪の中で、特に生活習慣病と関係の深い内臓脂肪の割合というのがやっぱり大きな問題ではないでしょうか。現在の特定健診は、体重の測定が中心で、ちょっと太ったかなとか、もう少し痩せなければという感じではないでしょうか。

内臓脂肪の測定機能を持つ体重体組成計について、内臓脂肪型肥満の可能性レベルをはかることができます。その健診とか、またそういう直接対面した場で、あなたの体脂肪は何%ですよ、また内臓脂肪のレベルはこうです、そうはつきり突きつけられるということは、やはり運動への大きな動機づけになるのではないかと思います。このイベントや、また市民が集まるそういうところで健康コーナーみたいな出前のそういうところをつくっていただいて、そうすることによって、また一步前に市民に近づく、そういう働きかけができるのではないかなと思います。まず医療費の給付は年々大変ふえていると思います。また、これに対する費用対効果にも前向きに取り組んでいただきたいという私の願ひでもあります。

市民の健康寿命の延伸大作戦みたいなことで、何とか体重体組成計の活用を考えていただけないでしょうかという再質問でございます。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

我々として生活習慣病予備群といいますが、そういう方々に対して健康づくりのアプローチをどうしたらいいかということはずっと考えていました。それで、健康に関心のある方は、我々の健康づくりの取り組みに参画していただいているのですが、決してそうではない方々をどうやってこの輪に取り込んでいくかということで考えた結果として、実は今年度からもう既にむつ☆健康チェック事業というものを行っております。これは、各種イベント会場や商業施設など、市民の方々が集まるところに健康測定器を持ち込みまして、血圧ですとか血管年齢、それから肺年齢に体組成も加えて測定をしていくというようなことで、現在これまで1,700人以上の方にご利用いただいております。

この利用者のアンケートを見ますと、「健康への意識が高まった」ですとかという方が97%、それから「健診を受診しようと思った」、あるいは「測定を通じて健康を考えるきっかけになった」という声を聞いておりますので、まさに鎌田議員から今いただいた問題意識のとおりだというふうに考えております。

ただ、この中の体重体組成計というものは、今の時点ではまだ用いておりませんので、今後今回のこの提案を受けてしっかりと調査研究をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（白井二郎） 25番。

○25番（鎌田ちよ子） よろしくお願ひいたします。

もう一つ再質問でございます。早期腎症を発見する尿量の微量アルブミン検査の導入についてお伺ひいたします。

昨年末に発表された2015年都道府県別生命表、青森県は男女ともに最下位でした。男性は連続9

回、女性は連続5回という厳しい結果でした。3大死因、がん、心疾患、脳血管疾患が平均寿命の伸びを阻害し、糖尿病腎症による新規透析導入割合の悪化が指摘されています。糖尿病の怖いのは合併症です。体の至るところで血管が詰まったり破れたりすることでさまざまな合併症、人工透析、失明、足の切断が起こる3大合併症の糖尿病網膜症、糖尿病神経障害、糖尿病腎症、さらに心筋梗塞や脳梗塞のリスクも高くなります。

現在厚生労働省において生活習慣病に関し、健診項目の見直しが検討されています。また、先進地の各自治体では、独自の取り組みとして結果を出しています。糖尿病の合併症の一つである糖尿病腎症を防ぐため、特定健診で抽出されたグレーの方を対象とした二次健診に微量アルブミン尿検査を導入していただきたくご所見をお伺いいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） ご指摘いただいた微量アルブミン検査導入についてでありますけれども、これ実は厚生労働省健康局の標準的な健診・保健指導プログラムということにまだ基づかない検査ということになってございます。我々としては、標準的な健診・保健指導プログラムという厚生労働省のこの指針のあり方というか、こういったところをこれから注視しながら、これに加わるようなことがあれば、当然本格的に導入するということで考えていきたいということでもありますので、まずご指摘はご指摘として受けとめさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（白井二郎） 25番。

○25番（鎌田ちよ子） ありがとうございます。この生活習慣病は、私事として、実は主人が13年腹膜透析と人工透析を行いましたけれども、そのときに糖尿病からの合併症ということで追跡をした

ところ、その発症は昭和61年で、やはり40代過ぎたころ、40代中ごろに発症してしまっていて、40代、50代の方々の生活習慣病は特に気をつけていただきたいというのが私もしみじみとわかる、そこをきちんとしないと、それが60代、70代、80代となったときにどんどん悪化してというところがあります。生活習慣病に関しては、市民の命はやはりむつ市の財産だと思っておりますので、健康施策に関しては、特に力を入れていただきたいということを要望いたします。よろしく申し上げます。

質問の3、教育行政についてです。がん教育を初めとして教育長からご答弁いただきました。杉並区の松溪中学校生徒と西田小学校の5、6年を対象とした「いのちの授業」で、東京女子医科大学がんセンター長の林和彦教授は、「正しい知識が生き抜く力になる。誰でも細胞分裂時のコピーミスでがんになる可能性がある。がんは今日本人の半数がかかり、3人に1人の死因になっている病気ですが、患者の5年生存率は、早期発見なら肺がんを除いて9割を超え、患者全体の生存率は6割以上に達する時代であり、生活習慣病対策が予防につながる」と子供たち、生徒に話をいたしました。

本市でも弘前大学中路先生とのタイアップで子供たちの健康教育に取り組んでいただいております。先ほど教育長からの説明もありましたが、今年度はまた大きく進んでいくことを期待しております。

子供たちから両親、またおじいちゃん、おばあちゃん、家族に対するそういう大きな広がりも期待しているところですが、そのところに関してはどのような効果を見ていらっしゃるか、1点お尋ねをいたします。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） お答えいたします。

中路教授の授業には、保護者の方とかの参加も

いただいたりしておりますので、そういうことでやはり保護者の方の意識も高まっていることとっております。

○議長（白井二郎） 25番。

○25番（鎌田ちよ子） 児童・生徒の健康教育、また健康と命の大切さを育むがん教育について今回は取り上げさせていただきました。この正しい知識を小・中学生の早い時期から学ぶことは、大変大切だと考えております。

中路先生は、むつ市に来ていただいて頑張っているらしいんですが、いろいろな方の外部講師を招くなどその学習状況を、いろいろ子供たちが興味を持つような、そのようなことを考えて、この教育を進めていただきたいと思います。

LLブックに関しましては、私もこれからの取り組みということは重々承知をして今回質問させていただきました。でも、こういうLLブックがあるということを教育現場の方、また子育て世代の方、そして保育園、幼稚園、いろんなそういうかわりの中の方々にも、こういうところで図書館を通じてLLブックに興味を持っていただき周知をしていただくことも、一步皆さんに進めていただくことが大切かなと思うところでございますので、その辺も前向きに検討していただくということでよろしく申し上げます。

質問はこれで終わります。ありがとうございます。

○議長（白井二郎） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

ここで、午前11時5分まで暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## ◎中村正志議員

○議長（白井二郎） 次は、中村正志議員の登壇を求めます。14番中村正志議員。

（14番 中村正志議員登壇）

○14番（中村正志） 自民クラブの中村正志です。健康には関心のある40代後半、「むつぼしWalker」で金バッジを獲得している中村正志です。むつ市議会第235回定例会に当たり一般質問を行います。市長並びに理事者の皆様におかれましては、明快かつ具体的で前向きなご答弁をお願いいたします。

今後10年、社会の最大の変化は何でありましょうか。少子高齢化でしょうか、それとも気候の大変動でしょうか。私は、世界のあり方を根底から変えるのは、50億人以上の人々がスマートフォンでつながってしまうことだと思います。単なる携帯電話なら、地球上どこにいても電話がかけられるようになって便利だねで終わってしましますが、スマホであれば、動画で考えや思いを共有できるようになり、通訳、翻訳ソフトが高度化すれば、コミュニケーションはもっと楽になることでしょう。それは、50億人以上の人々の脳がつながった状態が出現するというのではないのでしょうか。

動画共有サイトのユーチューブに投稿されたピコ太郎さんの「PPAP」があつという間に世界中でヒットしたのがいい例でありましょう。今後こうしたデビューの仕方が歌やダンスだけでなく、あらゆる分野で増加するのではないのでしょうか。

さらに、私が目にした記事によれば、この巨大なネットワークにAI武装したロボットがつながっていきます。今では掃除機や洗濯機など、AI家電もあります。ロボットといっても、必ずしも人間型とは限りません。自動車でさえ、もはや乗



り込むタイプのロボットに進化しつつあります。もしかしたら、10年後の自動車産業は、エンジン技術が優秀な自動車メーカーではなく、ネットワークにより自動運転させるAI技術を握る企業が業界のトップを仕切っていることになっているかもしれません。

このように社会の半分がネット内に構築されるようになると、リアルな肉体労働や事務処理といった仕事は半減していくことでしょう。

私たちが子供のころ、コンクリートと鉄による巨大な構造物の出現が未来を感じさせました。高層ビルが建ち並び、高速道路を最新型の自動車が走り、新幹線はどんどん格好よく速くなっていきました。だから子供たちは、建設や自動車、鉄道などの会社に入ろうという夢を持っていました。でも、これからは、ネット内での都市建設が進んでいくことでしょう。それらは、目に見えにくいため、子供たちが世の中に対して夢を持ちにくくなるかもしれません。

そんな高度なAI社会においては、人間の仕事が、なくなる仕事、なくなりにくい仕事、新しく生まれる仕事の3つに分かれることでしょう。

なくなる仕事の例としては、駅の改札で切符にはさみを入れていた駅員さんが挙げられます。今後、このような仕事の消失があちこちで起こります。アマゾンの配送センターや無人コンビニでの実験を見てもわかるように、こうした仕事は間違いなくAIロボットに置きかわるでしょう。また、AIがディープラーニングと呼ばれる自ら学ぶ力を得た以上、医者や弁護士でさえも置きかわるかもしれません。

では、なくなりにくい仕事はどうでしょうか。保育士、看護師、介護士といったような人的サービス業、癒やし系の仕事はなくなりにくいのではないのでしょうか。マッサージも機械よりは、やはり人の手の温もりが大事だと思います。ロボット

化しにくい手先を使った手仕事や高度なヒューマンケアワーク、答えが一つではない問題や想定外の問題が頻発する現場では、しばらくは人間の仕事が続くだろうと私は思います。レールの上を走る電車の運転手の仕事はなくなっても、緊急な対応が必要な車掌の仕事はしばらく残りそうであり

ます。では、議会は、議員の仕事はどうか……と思いをめぐらせながら、前段が長くなりましたが、質問に入ります。

質問の第1は、市長の一般施政方針についてです。今定例会初日、私は大きな衝撃を受けました。やったな、やってくれたな、やられたな、やっちゃったなといろいろな感情が私の中に広がりました。市長の魂の叫び、胸のうちの熱い思いに私の全身が揺さぶられました。まるで映画のクライマックスシーンを見ているようでもありました。

一方で、どうしてこれほどまでに大きく変わったのか、疑問にも思いました。これまでの3年は、言葉のチョイスや文章の表現は少しずつ変えてはきていましたが、全体の構成はほぼ同じでありました。しかしながら、ことしは全体の構成も大きく変わり、加えて政治家宮下宗一郎が前面に出ていました。行政のトップとして、「平成30年度はこうします」といった政策を述べる部分が少な過ぎるのではないかと感じました。

市長は、一般施政方針とはどうあるべきと考えたのでしょうか。大きく変わった理由についてお尋ねをいたします。

質問の第2は、地域包括ケアシステムについてです。地域包括ケアシステムは、可能な限り住みなれた地域で、誰もが医療、介護、介護予防、生活支援などのサービスを一体的に切れ目なく受けられる体制のことです。団塊の世代が全て75歳以上になり、医療、介護などの需要の

急増が予想される2025年に向けて、国や地方は地域包括ケアシステムの構築を進めております。

2018年度は、2年ごとの診療報酬改定と、3年ごとの介護報酬、障害福祉サービス等報酬改定が重なる6年に1度のトリプル改定の年であり、また医療、介護、福祉の制度改革が一斉に行われる節目の年となります。あわせて生活保護制度なども見直しされ、全ての社会的弱者へのサービスを一元化しようとする時期に入るだろうと思います。

法律上、地域包括ケアシステムは高齢者が対象ですが、広い意味で言えば、全ての人が対象だと思います。高齢者以外にも障害者や母子世帯、ひきこもりなど、地域で困っている人はたくさんおります。一方で、地方に行くほど社会福祉の資源は少し不足し、公的なサービスで全てに対応するのは財政的に厳しいという現実があります。今こそ制度の縦割りを超えて、医療、介護、福祉の専門人材が社会的弱者を支えつつ、地域住民がお互いに助け合う体制をつくらなければ、医療、介護、福祉の制度は維持できなくなってしまうと思います。2018年度は、地域包括ケアシステムにとって、まさに正念場の年であると私は考えます。

以上を踏まえまして、5点質問をいたします。

1点目、地域包括ケアシステムとはどういうものなのか。システムのポイントについてお尋ねをします。

2点目、地域包括ケアシステムは、医療や福祉にとどまらず、住宅や地域経済、雇用、交通、子育て支援などまちづくりの全てが含まれます。同システムの構築は、持続可能なまちづくりにつながるものであり、どう築くかが、その自治体にとっての一番の総合政策となり得るものでもあります。

そこで、現状も踏まえ、地域包括ケアシステムの構築の取り組みを加速させるために自治体とし

てやるべきことについてお尋ねをいたします。

3点目、2018年度からは、介護保険の保険者である自治体の役割と責任が大きくなります。中でも在宅医療、介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議の4事業が全ての自治体で実施されることとなります。全国的に見て、4月からきちんと始められる自治体がそれほど多くないとの報道もありますが、むつ市の実施状況とその課題についてお尋ねをいたします。

4点目、地域包括ケアシステムの課題の一つに医療と介護の連携推進が挙げられます。高齢者の中には、複数の疾患を抱えている人も多数おります。しかしながら、医療と介護は別物という認識がまだまだ根強いのが現状ではないでしょうか。そうした中で、医療と介護の連携はどのように図られるのかお尋ねをいたします。

5点目、地域包括ケアシステムの進化、推進、介護保険制度の持続可能性の確保等を目的に、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案、通称地域包括ケアシステム強化法案が成立しております。この概要と大きく変わる点についてお尋ねをいたします。

質問の第3は、小学校における外国語活動、外国語科の導入についてであります。2020年度の完全実施に向け、新年度からの2年間は移行措置期間となり、むつ市においては3、4年生において年間15時間、5、6年生においては従来の35時間に新たに15時間を加えて年間50時間を確保して行うこととしております。また、完全実施となる2020年度からは3、4年生で年間35時間、5、6年生で年間70時間となります。新年度から増加する15時間については、現在各学校で行われている内容を見直しして時間を確保することになると思いますが、それぞれの授業時間の確保について具体的にどのように行われるのかお尋ねをいたしま

す。

これまでの5、6年生の外国語活動では、外国語指導助手と担任の先生と一緒に授業を行ってありました。では、新年度からは誰が、どうやって英語を教えていくのでしょうか。担任の先生でしょうか。教科ごとに免許を取得する中学校の教員とは異なり、小学校の場合は全教科を教えるのが基本となっており、学級担任をしながら国語、算数、理科などを教えるのはもちろん、体育など幅広く授業をこなしています。現役の小学校教員の多くは、教員免許を取得するために受ける教員養成課程で英語教育法などを習ったことがありません。そのため、英語指導に不安を覚える小学校教員の声は大きいと聞きます。

以上から、授業はどのような体制で行うのか、外国語指導助手の確保はどうするのか、教職員の指導力向上はどのように図るのか、評価はどうするのか。指導体制づくりについて、あわせてお尋ねをいたします。

以上、壇上よりの質問といたします。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 中村議員のご質問にお答えいたします。

まず、一般施政方針についてのご質問の1点目、大きく変わった理由についてお答えいたします。私は、一般施政方針では、その年の重要政策に触れ、その政策を貫く考え方を語るべきと認識しています。とりわけ重要政策は、私たちの地域の過去と現在をつなぐ結節的な役割を担い、未来を変革していく力があります。それゆえに、一貫した考え方なくしては語れません。

2018年の一般施政方針は、「全世代市民応援」という考え方で描き切っており、ここに至る過程を丁寧に説明させていただきました。

私の政治的原点を振り返りつつ、4年間の成

果をまとめ、その中から探り当てた考え方として、市民の皆様を「家族」と表現しました。そのことにより、祖父母、父母、兄弟姉妹、子供と身近な存在としての各世代の市民の皆様は政策のターゲットを仮想することで、より高い市政への共感を演出しようと試みました。

一般施政方針は、政策の羅列だけでは、その政策の対象でない方の共感は得られません。これまでの一般施政方針を振り返り、むしろそこに貫かれる考え方こそ述べる必要があるとの思いから、今回の演説となりました。

もとより一般施政方針に定形はありません。政治家は、言葉自体に魂を込める分、一つの演説によって歴史すら動くことがあります。私としては、政策もチャレンジし続ける以上は、一般施政方針の演説についても丁寧に、一人でも市民の方の心を動かせるよう今後とも工夫に工夫を重ねて毎年度改善していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、地域包括ケアシステムにつきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（白井二郎） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 中村議員のご質問にお答えいたします。

まず、外国語活動、外国語科の導入についてのご質問の1点目、授業時間の確保についてですが、外国語活動、外国語科の導入により、来年度からの2年間は移行措置期間となることから、少なくとも3、4学年では15時間、5、6学年では50時間の授業を行うことになっております。その間の授業時間の確保については、文部科学省より総合的な学習の時間から15時間を外国語活動の授業に充てることや、長期休業中等に集中的に授業を行うことが可能であると示されております。また、各校の判断により本格実施に合わせ、

3、4学年で35時間、5、6学年で70時間の授業を行うことも可能であります。

教育委員会では、教育課程研修講座において、授業時間数や授業時間の確保の仕方等に対する説明を行ったうえで、各学校ごとに授業の実施に向けた準備を進めていただいているところです。今後も授業時間が適切に確保されるよう、情報の収集と情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、指導体制づくりについてお答えいたします。まず、授業はどのような体制で行うのかにつきましては、学級担任が中心となって行うことが基本となります。これまでと同様、外国語指導助手の訪問日には学級担任と外国語指導助手によるチームティーチングで授業が行われることとなります。

次に、外国語指導助手の確保についてであります。現在むつ市総合経営計画にある「夢を育む教育」の主要計画である「国際理解教育の充実」に基づき、むつ市内の小学校13校に2名の外国語指導助手を派遣しております。今後授業時間の増加に伴い、少しでも多くの授業で外国語指導助手が学級担任とともに指導に当たれるよう、人数の確保も含めた訪問体制の一層の充実に努めてまいります。

教職員の指導力向上につきましては、国や県で指導力の高い中核教員を中心に研修等を進め、各校の体制整備に努めております。また、現在市内の小学校1校が県から外国語活動に係る研究指定を受け、全校体制で研修を進めております。この研究成果が市内の他の小学校に波及することで、教職員の一層の指導力向上につながるものと捉えています。

むつ市教育研修センターでは、英語教育に関する講座を開催し、小学校の先生方が研修する機会を設けてきたところですが、今後は外国語活動、

外国語科の指導法に、より重点を置き、小学校教員の指導力向上に資する研修を実施したいと考えております。

なお、指導教材については、国から示された新教材のほか、低学年の活動や短時間学習にも活用できるデジタル教材の導入に向けて検討を進めているところであります。

外国語科の評価につきましては、まだ国から具体的な内容が示されておられませんので、情報が得られ次第、適切な対応がとられるよう速やかに市内各校に周知してまいります。

教育委員会といたしましては、外国語活動、外国語科等を通して、むつ市の子供たちが主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を身につけられるよう必要な支援を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（瀬川英之） 地域包括ケアシステムについてのご質問の1点目、地域包括ケアシステムのポイントについてお答えいたします。

地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となり、急激に単身の高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれる2025年度をめどに、要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援など高齢者の生活を地域で支えるための仕組みとされています。

当市では、地域包括ケアシステムの構築に当たり、3年ごとの介護保険事業計画でのステップアップを図りながら、地域の特性を生かした自助、互助、共助、公助のバランスのとれた地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいるところであります。

次に、ご質問の2点目、取り組みを加速させるために自治体としてやるべきことについてありますが、むつ市総合経営計画において、予防介護、

医療、生活支援、住まいを一体的、継続的に提供し、地域の中で包括的な支援、サービスの提供体制を実現する地域包括ケアシステムの構築に努めております。

市では、平成24年度から平成26年度を計画期間とする第5期介護保険事業計画から開始した地域包括ケアシステムの実現のために、在宅医療、介護の連携体制を構築していくことを継承しつつ、連携強化を図っているところであります。

また、今後単身の高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれることから、高齢者の皆様の生活を地域で支える体制づくりを一体的、継続的に提供できるよう高齢者を見守る体制、認知症支援体制の整備を重点施策として取り組んでいるところであります。

今後につきましては、今年度策定中であります平成30年度から平成32年度を計画期間とする第7期介護保険事業計画において、多様化、複合化する地域ニーズを把握し、社会資源を最大限活用しながら、地域包括ケアシステムの実現に向けて取り組んでいくこととしております。

次に、ご質問の3点目、2018年度より完全実施される4事業についてと、ご質問の4点目、医療、介護連携推進につきましては、関連がございますので、一括で答弁させていただきます。

介護保険法の改正により、国は地域包括ケアシステムの実現のため、各市町村に対して2018年度までに在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業及び地域ケア会議の充実の4つの事業の実施を求めているところであります。

まず、在宅医療・介護連携推進事業ですが、これは医療と介護を必要とする高齢者が在宅で暮らし続けるために、関係機関が連携しながら包括的かつ継続的に医療介護サービスを提供していくことを目的とした事業であります。

この事業については、平成28年度にむつ下北医師会、下北介護支援専門員連絡協議会等の関係機関で構成するむつ市在宅医療・介護連携推進協議会を設置し、医療機関から在宅生活に戻るときの連携や、医療、介護、福祉、行政関係者間での情報共有及び地域課題の解決に向けて取り組んでいるところであります。

また、平成29年4月には、地域の方々が医療機関から在宅生活にスムーズに移行するための相談窓口となるむつ市在宅医療・介護連携支援センターを一部事務組合下北医療センターむつ総合病院に設置し、医療と介護が切れ目なく提供できる体制を整備したところであります。

次に、認知症総合支援事業であります。これは認知症の人が住みなれた地域でできる限り暮らし続けることができるよう、医療、介護等の関係機関の連携強化による支援体制の構築や、認知症の早期診断及びそのための対応に向けた支援体制の構築を目的とした事業であります。

現在市では、市内3カ所の地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置して認知症相談会のほか、認知症やそのご家族の方が集い交流する場としての認知症カフェを開催しております。さらに、平成30年4月より認知症サポート医と医療、介護の専門職が認知症の人やそのご家族を訪問して支援を行う認知症初期集中支援チームを市直営の地域包括支援センター内に設置し、認知症の早期診断や適切な医療、介護に結びつけるための活動を実施することとしております。

次に、生活支援体制整備事業についてですが、これは単身の高齢者や認知症高齢者が増加する中で、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となり、ボランティア団体、社会福祉法人等各種団体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実強化及び高齢者の社会参加を推進していくこ

とを目的とした事業であります。

市では、平成29年度よりむつ市社会福祉協議会に本事業を委託し、地域に不足するサービスの創出やサービスの担い手の養成及び関係機関の連携づくり等を行う生活支援コーディネーターを配置し、関係機関と協議をしているところであります。

最後に、地域ケア会議の充実であります。これは関係機関が参加したケース検討を通じて、個別課題の解決や関係機関とのネットワークの構築、地域課題の発見などを行い、さらには資源開発、政策形成などにつなげることを目的とした事業であります。

会議には、ケアマネジャーや医療機関、障害福祉関係の事業所、法律関係者、特別養護老人ホーム等の方々に参加していただき、従来の事例検討に加えて個別の地域ケア会議から出された地域課題に対して検討を行う地域ケア推進会議を実施して会議の充実を図っているところであります。

市といたしましては、今後これらの4事業を確実に実施していくことで、地域包括ケアシステムの構築をより一層推進してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の5点目、地域包括ケアシステム強化法についてお答えいたします。地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律、略称地域包括ケアシステム強化法は、昨年6月に公布された法律であります。高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止や地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを改正の目的としているものであります。

改正内容といたしましては、地域包括ケアシステムを深化、推進させるために高齢者の自立支援と重度化防止に向けた保険者機能強化の取り組みの中で、高齢者の要介護状態の改善度合いによっ

て国が交付金を交付する財政的インセンティブの付与の整備がされることとなります。

また、医療と介護の連携の分野では、医学的管理のもと、日常的な介護やみとり、終末期医療の機能と生活の場としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として、介護医療院を創設するものであります。

そして、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進においては、制度や分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超越して、住民相互の支え合いの機能を強化し、公的支援との協働による体制づくりにより、子供、高齢者、障害がある方など住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくというものであります。

市では、地域包括ケアシステム強化法により、国が示す制度設計の動向を注視しながら、むつ市総合経営計画の主要計画であります地域包括ケアシステムの深化、推進に取り組んでいるところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、一般施政方針についてであります。私の周りの感想で多かったのは、やっぱりまず最初に、「こんな施政方針初めて聞いた」、「驚いた」というのが大半でありました。その後は、意見は2つに分かれておりまして、「思いや気持ちがこもっていて感動した。宮下市長、すごいな」。一方では、「やり過ぎじゃないか」というふうな意見も出ておりました。市長には、どのような感想や反応が寄せられておりますか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 特段感想は何っていない。今そういうお話を聞いて、私の意図どおりの受けとめ方を皆さんにさせていただいたなというふうに考えます。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） 以前から私はこの場で、施政方針がつまらないというふうな発言をしてきました。市長が議会の場で自由に発言できるのは、この施政方針だけだから、もっとビジョンや思いを話すべきだというふうなことも話してきました。そういう意味においては、まさに今回の施政方針というのは、やってくれたなという思いであります。なおかつ、今私が話したみたいに、こんなに一般施政方針に対して反応が多いのも今回が初めてだったのです。なかなかこういうことはありませんでした。

共感やビジョンから生まれる、これは宮下市長の言葉であります。今回市民の関心、あるいは反応が多いということは、先ほど市長は狙ったとおりだというふうにおっしゃいましたが、やはり今回の施政方針がよかったなということではないかなというふうに私は感じております。

そこで、壇上でも市長先ほど述べられていましたが、今後もこのような一般施政方針を続けていけますか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 今回は、私この議会が最後だという覚悟でこのような一般施政方針にさせていただきました。

それで、政策の部分が少な過ぎるというふうには中村議員からもご指摘ありましたけれども、この政策の部分については私自身どう考えているかというと、平成30年度の予算、これは予算審査特別委員会で我々のほうからご説明をさせていただいて、審議をしていただきますので、その中で明らかにしていきたいということで考えております。

今後につきましては、一旦やっぱりこれ任期です。しっかりとその次の選挙戦勝ち抜いて、もう一度施政方針とはどうあるべきかというところから考えて、作り込んでいきたいなと、この

ように考えております。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） この件に関しては、最後に1つだけ、これはあくまでも私個人の感想ですけれども。

市長は今回、前宮下順一郎市長について話されています。私としても、とてもうれしいところではあります。市長が市長の職務を全うするうえで心の支えといいますか、指針としているところもよくわかります。

前市長の姿は、私も含めて多くの市民の中に確固とした形で残っております。ですから、公の場で前市長に触れるのは、せいぜいあと一、二回にしてほしいなと思います。宮下宗一郎市長として堂々と邁進して行ってほしいなというふうにも思います。あくまでも個人的な感想なので、気にしないでほしいと思います。

それでは、次に地域包括ケアシステムについてお聞きをしていきます。システム、このシステムは国ベースではなくて自治体ベースでの取り組みということで、自主的に地域づくりをするということによってやっていかななくてはいけないシステムだと思えます。住みよいまちづくり、笑顔輝くまちづくりには、やはり地域包括ケアシステム、必要不可欠なものだと私も思います。

むつ市において65歳以上の高齢者の数が、人口ビジョンなどの推計によると、平成33年の1万8,575人がピークで、その後は少しずつ減少していきます。これを今と比較しますと、400人ぐらいいか最大でもふえていかないというふうなことで、ほぼ今と変わらない状況がこの後続いていくということでもあります。ただ、全体の人口が減りますから、高齢化率は上がっていくのですけれども、高齢者数は変わらないということがあります。

この点も含めまして、ちょっと再度同じような質問になるかもしれませんが、地域包括ケアシス

テムを構築するうえでのむつ市の将来的な課題について、再度お聞きしたいと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

先ほど部長からるる答弁をさせていただきました。ただ、これからの課題という意味では、やはり在宅でどのような医療を提供できるかということが最大の課題になっております。と申しますのも、当市については、むつ下北全体で50名から60名、それからむつ総合病院でも20名ということで、全国平均から見て医師不足の状況が続いています。病院ですら医師不足の状況の中で、在宅に医師を派遣することが果たしてできるのであろうかということが一番の課題になっています。

このことについては、医師確保、それから良医を育む仕組みづくり、医学部進学特進コースがあります。さらには、そういう意味ではICTを活用して、テレビで受診ができるようにするですとか、そういう技術の革新も視野に入れながら対応していくべき課題だというふうに考えておりますので、超高齢化社会に向けて、一步一步我々も地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） 先ほど答弁の中でもありました自助、互助、共助、公助であります。一番市民の方の声が大きいのが、やはり共助、公助を求める声というのがまだまだ根強いのは確かだと思います。しかしながら、少子高齢化や財政状況を考えると、大幅な拡充は恐らく将来的に難しいだろうということでありまして、今後やはり求められていくのが自助、互助の果たす役割が大きくなっていくことだと思うのであります。この部分につきまして、特にこういうことを進めようというふうなものはございますでしょうか。

○議長（白井二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（瀬川英之） お答えいたします。

自助、互助の部分ということではありますが、互助の部分で現在取り組んでいるものが民間企業等と連携した形で進めておりますむつ市高齢者等見守りネットワーク事業、あるいはむつ市認知症SOSネットワーク事業等で民間事業の方々と連携いたしまして、あるいは事業所と連携しながら、地域における認知症の方とか、そういった高齢者の方を見守っていくと、そういう形で互助のほうの対応をしております。

以上です。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） 現在むつ市では、地域包括支援センター、3カ所で運営されているということではありますが、よく地域包括ケアシステムを行うに当たって、住みなれた地域ということで、中学校区が望ましいというふうな言われ方をしております。今後この支援センターのほうをもう少しふやすとか、そういうふうな考え方はございませんでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） これは、やはり高齢化の進展に伴って、今後その数も検討していくということになるかと思っております。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） では、次に行きます。

地域包括ケアシステム強化法について、先ほど答弁いただきましたが、その中で財政的インセンティブの導入ということをお答えしていただきましたけれども、これはたまたまきょうの新聞に記事が載っていたと思うのですが、これは今年度から成果が上がればインセンティブがいただけるというふうなことなのでしょうか。

○議長（白井二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（瀬川英之） お答えいたします。

インセンティブの制度に関しましては、要介護



改善等、まずはご本人の意思の尊重を第一に考えるということの基本にやっているわけでございますが、今後はそのインセンティブの具体的な内容について、制度の動向等も注視しながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） また同じく強化法案の中で、介護療養型医療施設の廃止に伴って介護医療院というのが新たにできますというふうな答弁をいただきましたが、見通しといたしまして、市内ではこのようなものができるのか、現在もうあるのかはあるのでしょうか。

○議長（白井二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（瀬川英之） 介護医療院につきましては、今後介護医療院になるかどうか、経過措置期間等の中で検討していくことになるということで伺っております。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） たしか経過措置6年延びたということであります。現状ではないという、まだまだちょっとないということで理解をいたします。

地域包括ケアシステムについては、以上で終わりました、次、外国語活動、外国語科導入についてお聞きをしていきますけれども、先ほどの答弁であります、大体15時間、50時間、中には35時間、あるいは70時間というふうな学校も出てくるのではないかということではありましたが、もう新年度に向けて1カ月切っていますけれども、そこら辺、各学校のほうで決めているとかというのはございますか。

○議長（白井二郎） 教育長。

○教育長（遠島 進） 各学校の授業時間についてであります、議員が今お話しされたとおり、来年、再来年度の2年間は、3、4年生が15時間、

そして5、6年生は50時間というのが決められているところであります。しかしながら、それを超えて3、4年生が35時間、そして5、6年生が70時間やってもいいというふうな規定になっているわけですが、これを各学校でどのようにやろうとしているのかということについては、実は以前に文部科学省が見込み調査を行いました。実は、その結果を県に対して公表しないようにという指導をしております。したがって、市としても公表しないようにしているのですが、ただ現在、もう実際の計画ができています。その実際の計画についての調査を現在しております。これは、調査結果が発表されるということでもありますので、市としてもそれに合わせて発表したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） そうしますと、意欲のある学校は、もういっぱいいっぱいやる場所もある。はい、わかりました。

次に、指導体制づくりのほうなのですけれども、先ほど担任が中心になっていきますよというふうな答弁をいただきました。その中でもやっぱり外国語指導助手の人とチームティーチングでということではありましたが、この外国語指導助手の確保、授業時間がふえます、全小学校でふえますとなると、やはり今のままではちょっと足りないだろうなということになります、その確保するためには、ちなみに新年度からはふやしたりするのでしょうか。また、確保するためのルートというのはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（白井二郎） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（和田正顕） お答えいたします。

A L Tの採用等につきましては、外国語青年招致事業というのがございまして、国ではC L A I

R自治体国際化協会のほうで取り扱っております。したがって、こちらのほうでは今後2年間、あるいはそれ以降に向けて、ALTの増員に向けて検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） そうなりますと、新年度については、今後についてはそこの相談をしないとわからないということですよ。

その外国語指導助手の、こんな言い方はちょっとあれかと思うのですが、質といいますか、やっぱり担任の先生と一緒に授業をしていくわけですから、英語が話せるネイティブだけではやっぱりうまくいかないだろうと思いますし、ある程度日本語ができて、先生方とコミュニケーションがとれる、あるいはもっと言えば、教育経験があるとか、そんなところまでいけばすごくいいと思うのですけれども、そのあたりの部分については、市として要望できるとかというふうな面はあるのでしょうか。

○議長（白井二郎） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（和田正顕）

ALTの採用に当たって、事前に希望調査がございます。その中でどこの国がいいとか、地域がいいとか、あるいは日本語の使用に対しての能力とかそういったもの、経験等も全て加味されておりますので、そういった要望をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） 次に、今度は担任の先生、英語を習ってこなかった担任の先生が英語を教えるということでの指導体制なのでありますが、研修を行っていきますよということだったのですけれども、今でもいろいろな業務があつて忙しいのに、また研修、本当に研修の余裕があるのかなという

ふうな心配もするところではありますが、これはそのあたりの部分についての配慮はどうなっていますか。

○議長（白井二郎） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（和田正顕）

お答えいたします。

研修につきましては、既に学校教育課の担当指導主事が各学校の要請に応じて、希望に応じて研修会等に赴いて指導、助言等をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） ちょっと特殊な教科でありますから、中学校では教科担任制ということで英語を専門の先生が教えております。将来的には小学校でも教科担任制を導入するというふうな考えはどのようなのでしょうか。文部科学省のほうですと、今後3年間で4,000人ぐらい英語専門員をふやすというふうな計画もあるようですけれども、4,000人というとまだまだ全国の学校の数に比べると足りないと思うのですが、その辺も含めまして、将来的な教科担任制を導入するというふうな考え方についてはどうでしょうか。

○議長（白井二郎） 教育長。

○教育長（遠島 進） 将来的に外国語の教科担任制を導入する考えはあるかということでの質問でございます。現在市内の小学校で外国語活動を実施しているわけですが、その外国語活動に専門に指導する教員、いわゆる専科教員というふうに呼んでいますけれども、学校の校内体制の中でそういう形で授業を行っているという学校もございません。そして今、文部科学省の専科教員をつけるという話もありましたけれども、なかなか人数的に全ての学校というわけにはいかないのではないかとということになりますので、中には自治体独自でというふうなことも考えられるわけですが、そこ

につきましては、2020年度の本格実施に向けて、県や国の動向を注視しながら検討していくことになるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） 遠島教育長におかれましては、長きにわたり教育行政の推進のためご尽力くださいましたこと、大変感謝を申し上げます。また、時々一般質問で私の拙い質問にも丁寧に答えていただきまして、まことにありがとうございます。

今後の活躍をお祈りいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（白井二郎） これで、中村正志議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時20分まで休憩いたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎浅利竹二郎議員

○議長（白井二郎） 次は、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。16番浅利竹二郎議員。

（16番 浅利竹二郎議員登壇）

○16番（浅利竹二郎） ただいま白井議長よりご指名をいただきました自民クラブの浅利竹二郎でございます。むつ市議会第235回定例会において一般質問を行いますので、市長を初め理事者各位におかれては、簡潔明瞭、積極前向きなご答弁をお願いいたします。

まずは、今年度末で退職、退任されます遠島教育長初めむつ市職員の皆様におかれましては、長

年にわたる教育や行政へのご貢献に対し、深甚なる敬意と感謝を申し上げます。人生100歳の時代、余生はたっぷりあります。第2の人生においても、生きがいを持って前向きに進んでいただきますようお願い申し上げます。

さて、平昌冬季オリンピック、多くの名場面が展開され、日本人選手の活躍に一喜一憂、余韻いまだ冷めやらずのきょうこのごろでございます。そのことにあわせ、私が強く感動しておりますことは、将棋の藤井聡太君15歳の活躍であります。わずか15歳、中学3年生でありながら、あまたの強豪をなぎ倒し、第11回朝日杯将棋オープン戦優勝、五段位わずか16日で六段位に昇格等、これまでの多くの最年少記録を更新しております。何にもまして、しっかりとしたマスコミ等に対する受け答え、起居動作には目をみはるものがあります。

2月18日の読売新聞朝刊第1面を飾っておりますのは、フィギュアスケート1位、2位の羽生結弦選手23歳、宇野昌磨選手20歳、そして将棋の藤井聡太君15歳でありました。次代を担う若者が新聞紙面1面を飾る、こんなすばらしいことはありません。

儒教や論語で知られる中国の孔子は、「後生おそるべし」という言葉を残しております。若い人たちは気力が盛んだから、努力次第ではいずれ自分を追い越していくだろう、おそるべき存在だという意味ですが、まさに今読売新聞1面からうかがえることは、若い人たちの活躍、台頭を強く印象づけたことであります。

翻って我がむつ市、現職宮下宗一郎市長、2月15日、2期目の挑戦を意思表示されました。4年前、父親宮下順一郎氏の急逝により、国家公務員のキャリアとして前途洋々たる将来をなげうって、故郷むつ市のために立ち上がったのが弱冠35歳、青森県内で一番若い首長が誕生、いまだ30代であります。そして、この4年間、八面六臂の活

躍は今さら申し述べるまでもなく、市民がひとしく認めているところであり、まさに後生おそるべし人材に成長し、市民の期待に応えております。

政治には責任が伴います。むつ市民に対する責任、下北圏域の中心市として地域を牽引する責任もございます。任期1年目は畑を耕し、2期目で種を植え、3期目になって実りの秋を迎える。むつ市政のかじ取り、急ぐことはありません。じっくりと取り組んでいただきたいと切望するところでもあります。

それでは、質問に入ります。質問の第1は、迫りくる危機（巨大地震）への対応についてであります。今議会では、巨大地震関連の質問が2名の同僚議員からなされており、それだけ関心の高い喫緊の課題であるという認識のもと質問させていただきますので、重複する部分については、何とぞご寛容のほどよろしく願いいたします。

政府の地震調査委員会は、2月9日、静岡県から九州の太平洋側に延びる南海トラフで今後30年以内にマグニチュード8ないし9級の巨大地震が発生する確率を70%から80%に引き上げたと発表しました。また、北海道太平洋側の千島海溝沿いのうち、根室沖でマグニチュード7.8から8.5程度の巨大地震が30年以内に起きる確率も70%程度から80%程度に引き上げられました。マグニチュード8以上の巨大地震で80%の発生確率が示されたのは、今回の南海トラフと根室沖が初めてとされています。

地震調査委員会の平田委員長は、「30年以内というのは30年後という意味ではなく、あす起きる可能性もある。次の地震が迫っていることを忘れないでほしい」と述べており、他の専門家においても、いずれも非常に高い確率であるので、地震への備えを進めてほしいと談話しています。

さて、東北、北海道の海溝型地震で記憶に新しいところでは、1968年、昭和43年5月16日の十勝

沖地震があります。このときは、むつ市旧庁舎3階部分の圧壊、潰れてしまう圧壊ということです、や早掛沼の堤防決壊がありました。2011年3月11日には東日本大震災が起き、東北地方太平洋岸のほぼ全域が地震、津波で被災、そして津波による二次的要因としての原子力災害が発生、その復興復旧、いまだ道半ばという状況であります。

マスコミ報道等では、これまで南海、東南海及び首都直下型地震を取り上げることが多く、ここに来て昨年12月、そして今年2月9日、根室沖巨大地震30年以内発生確率80%に引き上げの公表に、唐突感は否めないものの、喫緊に迫りくる地震、津波の災害から市民の生命と財産を守るための対策は喫緊の課題であり、そのことにつき次の5点、市長のお考えをお尋ねするものであります。

1点目、2月9日、政府の地震調査委員会が30年以内に根室沖及び南海トラフを震源とする巨大地震発生確率を80%程度に引き上げると公表したことに、市長としてどのような危機感を抱いているか。

2点目、むつ市として根室沖巨大地震によって生起するであろう地震、津波等あらゆる被災のリスク、危機をどのように見積もるか。

3点目、このたびの根室沖巨大地震発生確率が引き上げられたことに対し、使用済み燃料中間貯蔵施設及び東北電力東通原子力発電所等原子力施設の安全等について、事業者側に確認の要はないか。

4点目、平成25年11月に改正された耐震改修促進法により、大規模建築物の耐震診断結果の報告が義務づけられたが、市内小・中学校の現状はどうなっているのか。

以上、4点につきお尋ねいたします。

質問の第2は、人口減少、高齢化社会が直面している市内除雪の現状についてであります。今冬は、全国的な寒波に見舞われ、例年では雪に縁の

ない九州、四国地方にも降雪があり、特に北陸、日本海側に甚大な被害をもたらしたことはご承知のとおりであります。このむつ市においても、数年ぶりの大雪の中、市民の皆様は除雪作業に悪戦苦闘しておりました。

このような中においても、生活道路はおおむね適切に除排雪が施され、市民生活に大きな混乱も来さなかったことに対し、担当部局職員や、深夜、早朝から出動の除雪作業に従事する業者の皆様のご労を多とするところであります。

また、市内大湊地区高校生の運動部員たちが、休日にボランティアで高齢者世帯や障害者世帯等の除雪支援を行っている場面に出くわし、大変感激もいたしました。

さて、少子高齢化社会の今、屋外で家の周りの雪かきに汗を流している人で目につくのがお年寄りや女性の姿です。私が接するのは日中ですから、若い人は働きに出て、昼間いないのは当然でしょうが、それにしてもお年寄りや女性の方が随分頑張っているなという印象を強く感じました。この観点から、人口減少、高齢化社会が直面している市内除雪の現状について、感じたまま5点ほど申し述べますので、市長のご所見をお願いいたします。

1点目、高齢者による屋外の除雪作業への支援について。

2点目、市道除雪によって生じた堅い雪の塊の処理について。

3点目、歩道の除雪について。

4点目、国道や市道から距離がある市有地に住む老人世帯の生活路の確保について。

5点目、屋根の雪おろしに難渋する老人世帯への支援について。

以上、2項目9点の質問をさせていただきました。細部につきましては、ご答弁をお聞きしたうえで、再質問、要望等をさせていただきます。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

まず、迫りくる危機、巨大地震への対応についてのご質問の1点目、政府の地震調査委員会の公表内容について、市長としてどのような危機感を抱いているかについてお答えいたします。

地震調査委員会では、行政施策に直結する地震に関する調査研究及び評価を行っており、平成30年2月9日に海溝型地震の長期評価の発表がありました。この発表では、今後30年以内に北海道東沖である根室沖領域でマグニチュード7.8から8.5程度の地震発生確率が、昨年の60%から80%程度に引き上げられ、また三陸沖北部領域ではマグニチュード7.1から7.6の地震発生確率が90%程度となっております。

この発表により、市といたしましても、これらの領域を震源とする地震発生の確率が高まったことから、これまでも防災体制の強化に努めてまいりましたが、防災対策にはこれで十分ということはありませんので、今後におきましてもむつ市総合経営計画に位置づけております防災対策の充実強化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、根室沖巨大地震による被災のリスクをどのように見積もるのかについてお答えいたします。市におきましては、平成25年2月及び平成27年3月に県が示した津波浸水想定、また平成26年3月に同じく県が示した青森県地震津波被害想定調査等の情報をもとに、地震津波における防災対策を実施しているところであります。

現在むつ市における津波浸水想定は、昭和43年の十勝沖地震及び平成23年の東北地方太平洋沖地震の震源を考慮し、青森県に最も大きな地震津波被害をもたらす震源モデルとして、三陸沖を含む

太平洋側海溝型地震のほか、日本海側の断層をモデルとした地震と青森県平舘断層等の内陸直下型地震を対象としております。

平成26年3月の青森県地震津波被害想定調査によりますと、むつ市では太平洋側海溝型地震でマグニチュード9.0、最大震度6強の地震により死者560名、負傷者430名、建物被害は全壊1,800棟、半壊5,800棟の被害が想定されているところであります。市といたしましては、これら国や県からの情報等を収集及び検討し、地域防災計画の修正や津波避難計画の策定を行っているところであります。

大地震は発生するものであるとの認識のもと、大きな揺れがあった場合は、まずは地震の揺れから身を守る行動をとり、津波による浸水が想定される場合は、危険地帯から一刻も早く避難することなど、基本的には自助による対応が重要であることについて周知してまいります。

次に、ご質問の3点目、根室沖巨大地震発生確率の引き上げによる使用済燃料中間貯蔵施設及び東北電力東通原子力発電所等原子力施設の安全等についてお答えいたします。

使用済燃料中間貯蔵施設及び東北電力東通原子力発電所から今回の地震調査委員会の発表を受けた防災対策についての報告を受けており、いずれの施設におきましても、現在県が試算した津波の高さを上回る想定で原子力規制委員会の審査を受けている状況であることを確認しております。

次に、ご質問の4点目、市内小・中学校の耐震結果の状況につきましては、教育委員会からの答弁となります。

次に、人口減少、高齢化社会が直面している市内除雪の現状についてのご質問にお答えいたします。当市においても、少子高齢化が進み、65歳以上の方だけで暮らしている高齢者世帯が3割以上を占め、除雪作業をしている高齢者の方々を目に

することが多くなっております。雪質等によっては、重くてかたい大きな塊となり、市民の皆様、特に高齢者の皆様にとっては大変な重労働を強いられることになっているものと思いますが、雪に対する対応は、市の除排雪対策の充実のほか、市民の皆様一人一人のご協力と地域における支え合いによって克服していかなければならないものと考えております。

なお、ご質問の詳細につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（白井二郎） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 浅利議員の迫りくる危機への対応についてのご質問の4点目、耐震改修促進法により大規模建築物の耐震結果の報告が義務づけられたが、市内小・中学校の状況はどうなっているかについてお答えいたします。

平成25年11月に改正された耐震改修促進法では、不特定多数の方が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物のうち、大規模なものなどについて耐震診断を行い、報告することを義務づけし、その結果を公表することとされております。

耐震改修促進法において、小・中学校は避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物に区分され、階数2以上、かつ1棟の床面積の合計が3,000平方メートル以上の施設が対象となっていることから、大平小学校と大湊中学校が該当しております。

耐震診断結果の公表につきましては、市のホームページにおいて平成21年から公開されており、大平小学校と大湊中学校は平成22年に耐震補強工事が完了しておりますことから、児童・生徒は避難場所としても安心かつ安全な環境の中で充実した学校生活を過ごしております。

今後ともむつ市教育大綱の「教育環境の整備」

に基づき、校舎の安全性の確保並びに安心して学べる環境づくりに努める所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（光野義厚） 人口減少、高齢化社会が直面している市内除雪の現状についてのご質問の1点目、高齢者による屋外の除雪作業への支援について、2点目、市道除雪によって生じた堅い雪の塊の処理については、関連がありますので、一括してお答えいたします。

除排雪につきましては、むつ市総合経営計画に「暮らしやすいまちの構築」として掲げ、取り組んでおります。ことしの冬は降雪時期も早く、湿った重い雪が大量に降ったこと、また比較的重く固まりやすい雪で、市民の皆様も自宅回りの雪かきに労力を要し、大変ご苦勞されており、そのような中で市の除排雪事業にご理解、ご協力をいただいておりますことに心から感謝しております。

道路除雪による寄せ雪につきましては、市民の皆様のご負担を軽減できるよう、より丁寧な除雪を心がけるように除排雪業者に指導しておりますので、引き続き市民の皆様のご協力をお願いしたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、歩道の除雪についてお答えいたします。除雪による寄せ雪が歩道部分にまで押され、歩行者の方が通れず、車道を歩いているということですが、担当課で現場パトロールをして、できるだけ速やかに対応しております。

市道を初めとした生活道路の除雪を行い、歩道については町内会等のご協力をいただきながら、県から提供された小型除雪機によりボランティアの方々に除雪等を実施していただき、官民一体となり、市民の皆様の安全安心に寄与できるよう歩道確保に努めておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（瀬川英之） 人口減少、高齢化社会が直面している市内除雪の現状についてのご質問の4点目、国道や市道から距離がある市有地に住む老人世帯の生活路の確保についてお答えいたします。

市では、冬期間の高齢者等への生活支援サービスとして、高齢者のみまたは障害のある方のみの世帯で除雪作業が困難な方を対象に、高齢者等除雪サービス事業を実施しております。このサービスは、玄関前から道路までなど日常生活に不可欠と認められる範囲の除雪を行うものでありまして、玄関から道路までの距離にかかわらず、除雪範囲や除雪時間等、サービスの対象条件の範囲内で実施することとなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の5点目、屋根の雪おろしに難渋している老人世帯への支援についてお答えいたします。市の高齢者等除雪サービスは、冬期間の高齢者への生活支援サービスとして提供しておりますが、一方で屋根の雪おろしに関しましては、個人の財産の管理という側面もありますことから、その支援については慎重に対応する必要があるものと認識をしております。

また、むつ市社会福祉協議会で運営しております「むつ市ボランティア・市民活動センター」におきましても、屋根の雪おろしは行っていないとのことではありますが、屋根雪と地面の雪がつながったような場合除雪をしたという事例があると伺っております。

市といたしましては、今後もむつ市社会福祉協議会の除雪ボランティアと連携し、むつ市総合経営計画の「高齢者福祉の充実」のための主要計画であります「地域の安全・安心と福祉のまちづくりの推進」に基づき、高齢者が地域で安心して暮らしていくことができるよう、地域で支え合う仕組みや生活環境を整備し、安全安心な地域づくり

に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 16番。

○16番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

再質問に入りますけれども、まず質問の第1の迫りくる危機（巨大地震）への対応についてであります。その前に、市長から先ほどご答弁いただきましたいろんなリスクの中の、例えば死傷者、それと倒壊の建物、そういう数字にまずびっくりして、これは本当に真剣に考えなければいけないなという思いを、強い危機感を持ったうえで再質問に入らせていただきます。

まず、1点目の巨大地震発生の確率が引き上げられたことに関連してでありますけれども、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、平成16年、法律第27号ということで、日本海溝特措法というのがあります。その中で防災対策推進指定市町村として、北海道、青森県、これはむつ市も含まれますが、岩手県、宮城県及び福島県の太平洋岸に接する各自治体が指定されておりますけれども、具体的にどのような対応をしたのか、また今後の見通し等はどうか、お尋ねいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

具体的な対応といたしましては、平成18年8月にむつ市地域防災計画に、これを位置づけを行っております。その後平成21年度に津波ハザードマップを含む防災ハザードマップを作成いたしました。全戸に配布をさせていただきました。

今後につきましても、今回の巨大地震モデル検討会の検討に伴って、津波浸水想定の変更が予定されておりますので、これにのっとった形で地域防災計画の修正やハザードマップの修正など必要な対応を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（白井二郎） 16番。

○16番（浅利竹二郎） これに関連しまして、国土交通省では全国に南海トラフ地震を想定して、津波等の到達状況をシミュレーションした動画を公開しているという情報がありますけれども、このたびの根室沖の巨大地震に対して同様の措置が講じられれば、避難等の対応がより具体的になると思います。市長のお考え、いかがでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） ご指摘のとおりだと思っております。ただ、この根室沖の巨大地震に関しては、こうしたDVDが今現在作成されていない状況ですので、これが策定された場合には、国や県との情報とあわせて、本市における津波対策の参考としてまいりたいと考えております。

○議長（白井二郎） 16番。

○16番（浅利竹二郎） わかりました。

それでは、2点目の地震津波等被災リスクの見積もりに関連してですが、災害のときは地元を知悉している、よくわかっている消防団に頼るということになると思いますけれども、この消防団、現実には定員割れを起こして、今現状でも消防団という活動にそごを来している状況であります。そこで消防団の増強の観点からお伺いいたします。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、これは平成25年の第110号、消防団支援法というのがあります。震度5強や津波警報の発生時に限定して出動する大規模災害団員の導入を地方自治体に促しているということになっておりますけれども、むつ市の取り組みはいかがでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

現在市では、消防機関と連携をして、むつ市における消防のあり方に係る検討を行っております。



す。その中で今後人口減少、少子高齢化の進展の中、地域防災力をどのように充実強化していくかというような議論をしているところでございますので、その中で今回大規模災害団員の導入について、市の実情を踏まえ、これから研究をしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、消防団という存在は、これは市にとって非常に大きいと私は思っています。正月の出初め、ことしちょっとインフルエンザで脇野沢は出られなかったわけですが、4回出初めをやっています。それから、5月の観閲式と、堂々たる行進、そして士気旺盛な姿を毎年拝見させていただきにつれ、消防団の果たす地域防災の役割というものは非常に大きいものと認識しておりますので、力を合わせてこの団員の定員といいますか、増強に努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（白井二郎） 16番。

○16番（浅利竹二郎） わかりました。

それで、消防団の増強の案ということで、再度、もう一遍質問させていただきます。一般職の地方公務員から非常勤の消防団員を兼務することを認めるよう申し入れされた場合、職務遂行に著しい支障があるときを除き認めなければならないとありますけれども、現実的にはどのような状況になっているのでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

むつ市では、積極的に市職員の入団促進に努めております。平成26年2月には、総務政策部長から全職員に対しまして、「消防団入団のお願い」と称した案内文書やパンフレットを配布させていただいておりまして、実際今現在職員500名程度おりますけれども、そのうち52名の職員が消防団に入団しております。

ただ、いざ大規模災害になりますと、この市役

所自体が災害の拠点ということで、職員は総出で各地の、例えば緊急物資の配布ですとか、あるいはその連絡調整に当たるということになります。必ずしも全員が消防団に入って、この対応ができるというわけでもございませんので、その点もあわせてご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 地方公務員を、職員を消防団にとっても、これなかなか現実的には、国は法律つくれば何とかなるかと思って、消防団の増強等についていろいろ施策的なものを出したかもしれませんが、では市役所で今の自分の仕事を投げて消防団のほうに行きますというわけにもいかないので、これ現実難しいと思いますけれども、いろいろ消防団を増強という観点から一応お尋ねしました。

次は、平成29年9月にむつ市地域防災計画（地震・津波災害対策編）の修正を行っております。その中で、指定緊急避難場所としての指定で、津波災害には不適な箇所が数多く見られます。これは、地震のときの避難場所とか、津波とか土砂崩れとかいろいろ区分けされて、それぞれオーケーとかバツとかいろいろあるのですけれども。

その津波災害には不適な箇所が多く見られる、これは特に大畑地区に多いのですけれども、それで近くに避難する場所が見つからない場合、安全な避難場所までの移動に時間を要すると、遠くに行かなければならないということになると思うのですけれども、そこら辺はどういうふうなお考えなのでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

先ほども少し答弁の中で触れましたけれども、津波災害においてまず行わなければならないということは、これは自らの命を守る行動として、浸水想定にとらわれず高台へそれぞれ避難していた

だくということが大前提となります。そして、移動に時間を要するということでありますけれども、やはりこれは最短ルートで移動するというこ  
とで、その時間を短縮することができるのではないかなと思っています。

そのような観点からいきますと、日常の中で避難路あるいは避難場所の確認をしておくということ、いざとなったときの想定をする。もっといい例を挙げれば、訓練によってそのルートを確認し、その避難場所まで移動してみる。そういったことが実際の津波のときに効果を発するのではないかと、このように考えております。

○議長（白井二郎） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 実際の災害のときに自助、自分で逃げるということが第一番ということな  
のですけれども、災害弱者等も結構いますので、その人たちの救助の仕方とかその体制も、一応は災害弱者に対するというのはあるのですけれども、なかなか現実的には難しいのではないかなという  
ような思いもありますので、そこら辺も含めて、いざのときの避難の対応方には十分注意をしてもらいたいと思います。

それで、災害時における市民への情報の伝達、これは必須というか、確実に情報を伝えてもらわなければいけないのですけれども、防災無線が聞き取りにくい地区も散見されておりますので、整備状況はどうなっているかということをお尋ねするのですが、これ実は3.11のときに議会中で、2時46分だったですか、ここで揺れました。その5時ごろに、私大湊浜町のほうから下通りを車で行ってみたら、盛んに放送は入っているのだけれども、何か聞き取りにくくて、そうしたら、うちから外に、おばあちゃん、お年寄りが玄関先から顔を出して、何か言っているなど、ただ事ではないなと思いつつ、何言っているのか聞こえないよという  
ような、そういう状況で顔を出していた人

が結構いたのです。そういうことの観点から、防災無線の状況についてお尋ねいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

防災行政無線の整備状況につきましては、むつ地区194カ所、川内地区36カ所、大畑地区33カ所、脇野沢地区15カ所、全地区合計で278カ所に防災行政無線のスピーカーを設置しております。現在老朽化に伴う故障箇所の改修工事を優先して実施しているというところであります。

まさに浅利議員からご指摘いただいたとおり、聞こえづらいという部分、あるいは全域をカバーするには限界があるという部分もありますので、これまで防災かまふせメールやSNS、あるいはエフエムアジュールなど複層的な形でこの災害の情報を市民の皆様提供する体制を整えているということでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 災害状況、危険の確達というのは必須でございますので、そこら辺の防災無線等の整備についてはこれからも十分に留意していただきたいと思つてます。

次に、夏場もそうですし、今の冬場なんか特に道路が狭くなって、除雪、かなり交通に支障があるのですけれども、この大湊地区の西通り方面に行く川内とか脇野沢方面の交通渋滞が特に懸念されます。災害も季節を選ばないで来るとするのは当然でありますので、特に冬なんかは非常に渋滞が懸念されるのですけれども、喫緊に迫る巨大地震の対応として、国道338号大湊Ⅱ期バイパス工  
事の早期開通が、これ必要不可欠であるというような思いをしております。開通のめどがどこら辺にあるのかお尋ねいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 青森県からは、2024年度の供用開始を目指すというふうに伺っております。

2024年の開通を目指すということで伺っております。

○議長（白井二郎） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 2024年というと、今2018年ですから、6年後ということですね。大いに期待をしたいところですけども。

実は、今まで延び延びになっているのは、土地が買収できないということで、県とかいろんなところの、言いわけではないのだけれども、そういうことでなかなか進まないのだというようなことになって今現在に至っているわけです。それで、2024年という言葉をいただきましたけれども、これ今後土地収用法とか行政代執行の手続も踏まえたうえでの2024年なのかどうかということをちょっと確認したいのですけれども。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 災害時には、道路リダンダンシーといいまして、さまざまな別ルートも必要だという観点からお答えさせていただきますと、現在1工区、2工区とも土地収用法の手法をとるための事業認定手続というものを進めているというふうに伺っております。したがって、こうした土地収用法の手続も含めて2024年の供用開始見込みということで我々としては伺っております。

○議長（白井二郎） 16番。

○16番（浅利竹二郎） ありがとうございますというか、大いに期待して、我々がまだ生きている間というか、何とか開通……

（「我々でない」の声あり）

○16番（浅利竹二郎） 私がですね、開通していただくように大いに期待しております。

次は、3点目なのですけれども、原子力施設の安全に関連して、これは要望です。現在原子力規制委員会の審査を受けている過程であるということでもありますけれども、東日本大震災の前例から

も、想定外の規模ということが、自然災害は想定どおりにいかないというのが最近は特に言われておりますので、十分考えられますので、根室沖巨大地震という観点から、原子力安全への再確認を強く要望しておきます。これは要望です。

次、4点目、耐震改修促進法に関連してですけども、避難確保上特に配慮を要する者が利用すると、小・中学生等なのですが、これについては報告が義務づけられている小・中学校についてはわかりました。しかしながら、まだ報告が義務づけられていない小・中学校の建物の耐震についての状況はどうなっているかお尋ねいたします。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） お答えいたします。

報告が義務づけられていない小・中学校につきましては、現在の市内小・中学校22校のうち、耐震診断の結果、耐震補強が必要と判定された施設は、報告が義務づけられた大平小学校、大湊中学校以外では第一田名部小学校、第二田名部小学校、関根小学校、大畑中学校、脇野沢中学校の5校が耐震補強が必要という結果となりました。

耐震診断結果の公表につきましては、市のホームページにおいて平成21年から公開しており、平成23年に耐震補強工事が完了しております。耐震補強が完了している7校以外につきましては、関根中学校を除いて新耐震基準で建設された耐震性能を有している施設であり、関根中学校は本年5月末の完成、8月の移転を目標に建設中となっております。この事業の完了をもって全部の小・中学校が高い耐震性能を持つこととなります。

○議長（白井二郎） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 関根中学校以外は耐震体制は万全だということなので、関根中学校が移る前に地震来ないように祈っております。

今回の地震については、指呼の喫緊に迫っているという巨大地震への危機感からこの問題を取り

上げてみました。これは、市長も何回も言われているように、災害とか何かで、これでいいということはないと再々言われておりますので、全くそのとおりなので、いろいろ防災については万全の注意を払ってもらいたいというふうに思います。

次は、質問の第2、人口減少、高齢化社会が直面している市内除雪の現状について、これいろいろ市民生活の中で大変ということで、これもある程度我慢してもらったところでも必要な部分はあるのですけれども、今高齢化社会の中で、そういう現状だということを一応気がついたまま申し述べさせていただきます。

それで、冬期の除雪の重労働であるし、その除雪作業が高齢者とか女性に頼らざるを得ないこの今の市民生活の現状について、市長の思いがあれば、一言お願いしたいと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

我慢をするというご発言がありましたけれども、私としては本当に頑張っていくしかないという状況です。かつては、やはり高齢化社会になる前は、全体が若ければ、やはり重労働というのも苦にならなかった部分は当然あると。ただ、今まちを公用車で、公用車というか、まちを車で移動していると、高齢者の方々が雪かきをしている姿というのも浅利議員同様多く見受けております。そうした姿を見るたびに心が傷む思いをしていて、特に吹雪の日なんかは皆大変な思いをされているなというふうに考えています。

これ人ごとではなくて、私も当然ながら自宅の前を雪かきしていますし、公務、休みはありませんけれども、雪はほぼ休みなく降り積もった冬だったなというふうに振り返っています。各ご家庭での雪かきというのは、大変な重労働であるということは自ら感じていますし、私もそういった意味では雪かきで苦勞している一市民であるという

ふうに理解をいただきたいと思います。

その話が前提で、当市では高齢化や核家族化によりひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しておりまして、家の周りや玄関先の雪かき等、高齢者の方々に頼らざるを得ない現状であるということは十分認識しております。

今後も高齢者人口がふえていく中で雪かき作業をする労働力を確保するためには、互助、それから共助、それから公助ということで、それぞれの力がつながることによりできる地域の支え合いの力がさまざまな問題を解決していくことと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

もう春は近いですから、この冬をみんなで乗り切っていきましょう。以上です。

○議長（白井二郎） 16番。

○16番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

人口減少、高齢化社会の今、市長が言われた自助、互助、共助、公助の輪が円滑に機能する優しいまちむつ市を目指して、宮下市長におかれては一層のご研さん、ご活躍賜らんことをご祈念申し上げ、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（白井二郎） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

ここで、午後2時15分まで暫時休憩いたします。

午後 2時06分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎村中徹也議員

○議長（白井二郎） 次は、村中徹也議員の登壇を求めます。20番村中徹也議員。

（20番 村中徹也議員登壇）

○20番（村中徹也） 皆さん、こんにちは。午後のひととき、いかがお過ごしでしょうか。これから約1時間、私村中徹也の爽やかな一般質問をお楽しみいただきたいと存じます。

今回の質問であります。非常にすばらしい、いい質問でありますので、ファーストパートを除いて、前段という意味ですが、前段を除いて早速質問に入りたいと思います。

1点目の質問は、町内会と未加入者についての諸問題であります。双方の言い分がもっともなこともあり、判断に困ることも少なくありません。しかし、放っておきますと、町内会コミュニティが崩壊危機を迎えますし、かといって未加入者についても受益者負担の観点から、むつ市に住居を構える納税者である以上、その権利を守るのは住民自治の基本であります。ここでは、現実には直面している幾つかの問題を取り上げご質問をいたします。

まず1点目の質問です。そもそも論からして、行政と町内会とは、何の因果があって、何を立ち位置に、法的根拠は何で結ばれているのでしょうか。

2点目の質問です。都会のみならず地方、過疎地でも町内会や自治会への加入者が少なくなり、地域コミュニティが成立をしなくなってきております。まず、今の現状をどのように捉えているのかをお尋ねいたします。

3点目は、町内会未加入者宅の家庭ごみの搬出置き場についてであります。それぞれの町内会では、会員の方々が土地を提供し、なおかつ数十万円を会員同士で負担してごみ収集小屋を建設し、設置しております。しかし、未加入者は場所の設置にも関与しません。ましてやごみ収集小屋の負担金も出さないで、その収集ごみ小屋に捨てることはできませんというか、町内会側が使用させません。この町内会側の建設負担金を出さない人

には利用させないとの理由はもっともな言い分であり、私はこれを擁護いたします。

では、ここで一旦、町内会と未加入者、この関係を脇に置いて考えましょう。この町内会未加入者は、私は納税者である、そしてむつ市に住んでいる、ごみの収集業務は役所の義務で集めるべきだ、私は捨てる権利があると主張した場合に、この町内会未加入者はどこへごみを出せばいいのかをお尋ねをいたします。

4点目は、町内会未加入宅へ広報むつはどのように配布されているのかをお尋ねします。また、町内会の回覧板は未加入者宅へは回さない、この町内会の言い分も理にかないます。がしかし、この回覧板の中に例えば警察署、防犯協会、学校など、この情報があつた場合に回覧しないというのは理にかなうことなのかをお尋ねをいたします。

5点目の質問は、前段でも申し上げましたが、町内会未加入者がふえる傾向にあり、近い将来町内会を組織できないところが出てまいります。町内会存続のため、市の果たす役割について、その方策をお尋ねいたします。

さて、大きな問題の2点目、天皇陛下の退位、即位についてであります。来年4月30日退位、5月1日即位が決定いたしました。この4月30日と5月1日、皆さんはゴールデンウィークと呼んでおられるかもしれませんが、正確にはロングバケーション、略してロンバケと私たちは呼んでおります。この4月30日、5月1日、まさしくロンバケのはざまか最中であります。天皇陛下の退位、即位、それを間近で見ようと東京に出かける方もおられるかと思えます。

さて、こういった国家行事の中、むつ市としては何か行事を検討するのかお伺いします。

3点目の質問であります。18歳成人の法改正に伴う施行後最初で最後の1回限りの成人式典についてご質問いたします。

政府は、現在開会中の通常国会に18歳成人の民法と関連法の改正を提出する予定です。まだ閣議決定はされておませんが、提出をされると、ほぼ間違いなく18歳成人の法改正が成立いたします。仮に今の通常国会で成立した場合、3年間の周知期間を経て、2020年施行すると言われております。そうしますと、現在の14歳、15歳、16歳、わかりやすく言うと、中学校2年生、中学校3年生、高校1年生のこの3世代が2020年、一挙に新成人となるわけであります。

ことしの成人式をサンプリングしましょう。ことしの成人式は597人で出席者74%、男子が225名、女子が217名、74%です。これからざっくりと単純計算しても、新成人が1,791人、74%出席しても新成人が1,326人、1人の成人の付き添い、お父さん、お母さん、兄弟姉妹、見たいですね、晴れ姿。2人来たとして2,600人。来賓やスタッフ等々入れると、何とこの年の成人式は約3,900人も収容しなければなりません。すごいですね。

そのほか、女性参加者の振り袖、これも3倍として650枚、着つけの人数も3倍、髪結いも3倍、スーツや羽織はかまも3倍、業者も3倍必要です。そして、祝賀会と称してまちへ繰り出す飲み屋さんの数も3倍必要になるのです。

このような前提から、1点目の質問は、法改正された後の、何度も申し上げます、最初で最後のこの1回の成人式は3世代合同で行うのかわ行わないのか、そもそも論からして、可能なのかお尋ねをいたします。

2点目の質問は、合同開催の場合、1つに大規模であること、1つに18歳の新成人は1週間後に大学入試センター試験が控えているのです。こういった事情から、冬開催、夏開催、これに変更を与える影響があるのかお尋ねをするのと同時に、約3,900人収容できる会場をどこ想定するのかお伺いをいたします。

3点目の質問は、合同開催になった場合に、式典に参加する新成人、特に女性、女性参加者の美容、衣装、着つけ、写真等々、成人式に係る市内業者の業務規模を考えた場合に、新成人約1,300人（女性650人）、果たして市内の業者がこれをさばけるのか、賄えるのかをお尋ねいたします。

さて、壇上からの質問は以上といたしますが、遠島教育長、再質問でも申し上げますが、7年11カ月もの間、むつ市の教育行政を牽引されてこられた。心から感謝を申し上げる次第であります。本定例会の私村中徹也のこの愚問をもってして、あなたは引退をされます。満足感、充実感、達成感、そして安堵感とともに一抹の寂しさが込み上げているのではないのでしょうか。

私も、いや、議場におられる全ての方々が、この議場であなたを見れなくなるということに寂しさを禁じ得ません。数多くの思いをもってして、遠島進教育長、最後の質問ができる私はとても幸せです。まことに感謝を申し上げます。あわせてこの議場におられる方で、今定例会をもって引退される公営企業局長、萬年茂昭さん、農業委員会事務局長、寺島誠さん、職員、業務とはいえ、市民福祉向上のため長年にわたりご尽力され、本当にご苦労さまでした。お二人にも教育長ともどもの感謝を申し上げ、壇上からの質問といたします。ありがとうございました。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 村中議員のご質問にお答えいたします。

まず、むつ市と町内会と未加入者についてのご質問の1点目、むつ市と町内会との関係についてであります。町内会は、地域住民の皆様が日常生活を送るうえで最も身近な自治組織であり、法令上の根拠に基づき設置しなければならないとする

ものではなく、また市との関係性が法令によって規定されているものでもなく、あくまでも任意の団体であります。しかしながら、さまざまなコミュニティ活動を通じて地域の活性化、環境美化等に取り組まれており、市といたしましても、市民協働のまちづくりを推進するうえで、最も重要なパートナーの一つの団体であると認識しているところであります。

次に、ご質問の2点目、未加入者についての現状認識についてであります。先ほどもお答えしましたとおり、町内会は任意の団体でありますので、加入や脱退も自由であり、市として加入を義務づけることはできないものの、町内会は地域に密着したコミュニティ活動をさまざまな形で行っていただいております。町内会の活性化が地域の活性化に直結しております。

地域住民の皆様にとって最も身近な組織であり、防災、防犯、見守り等の観点から、安全安心なまちづくりへ向けて非常に重要な役割を担っていることなどから、町内会の役割、意義について十分ご理解いただき、多くの市民の皆様が町内会へご加入していただきたいと考えております。

市といたしましても、転入転居手続のために来庁した市民の皆様に対しましては、各町内会が取り組んでいるさまざまな活動を紹介するチラシを配布し、町内会への加入をその都度促しているところでもあります。

次に、ご質問の3点目、未加入者宅の家庭ごみの搬出先はどこになるのかについてであります。ご家庭から排出されるごみについては、景観も含めた環境衛生面、利用者の利便性、ごみ収集の効率性や管理にかかる行政コストなどを勘案し、町内会などが設置するごみ集積所からの回収方法を採用しており、市民の皆様にご利用いただいております。

ごみの出し方についてご相談が寄せられた場合

には、集積所ごとにさまざまな事情があり、設置や維持管理には費用や人的協力が必要であることなどを説明し、適宜設置者と協議していただくよう助言をしております。

次に、ご質問の4点目、未加入者宅への広報むつと回覧板についてはどのようになっているかについてであります。広報むつの配布については、現在市が委嘱している行政連絡員が担っておりますが、7割以上の行政連絡員が町内会長を兼務していることや、地域の事情により配布について町内会の回覧板を利用するなどご協力をいただいているケースもあると伺っております。その場合、町内会未加入者のご自宅には広報紙は行き届かないことも想定されるところではありますが、毎月市役所各庁舎のほか、多くの市民の皆様にご利用いただいております公的な施設やスーパーなどに広報むつを備えつけることで、町内会に加入されていない市民の皆様にもお持ち帰りいただけるようにしております。

また、毎月の発行日には、むつ市ホームページ上にも広報むつを掲載しており、インターネットでの閲覧をご希望される皆様の利便性向上にも努めているところであります。

次に、ご質問の5点目、町内会の存続問題に対する考えについてであります。基本的には任意の団体である町内会の活動は、自主的に行われるべきものではありませんが、町内会の果たす役割の大きさに対し、昨今の少子高齢化の進展や核家族化、ライフスタイルの多様化などによって町内会の運営が大変厳しくなっている状況を鑑みますと、市といたしましても、町内会との連携をより深め、町内会の活動を強力に支援する必要があるものと認識しております。

そこで、市では地域の見守り活動や世代間交流などの町内会活動への支援や集会所の新築、修繕等に係る経費の一部を補助する「地域の明るい未

来づくり応援補助金制度」を本年度より実施しており、できる限りの支援体制をとってまいりたいと考えております。

また、今後におきましては、市と町内会との間でお互いの役割を明確にし、より連携を深め、ともに「市民協働のまちづくり」を推進することを目的としたパートナーシップ協定の締結を進めているところであり、これは県内初の取り組みとなるものであります。

さらに、市民の皆様が町内会を初めとした市民団体の活動に安心して参加できるよう、市民活動保険制度の導入を進めております。

市といたしましては、これらの支援策を通して、むつ市総合経営計画にある「コミュニティ自治の実現」に向け、市民協働のまちづくりの最重要パートナーである町内会の活動が持続可能なものとなるよう力強く支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、祝賀行事についてのご質問にお答えいたします。政府においては、天皇陛下のご退位及びそれに伴う皇太子殿下のご即位がつつがなく行われるよう、皇位の継承に伴う多くの儀式、式典等の祝賀行事について、準備委員会を設立するなどの準備が進められております。

昭和天皇の崩御に伴う天皇陛下のご即位並びにご即位20年の際には、政府から各省宛てに、総務省から各都道府県宛てに、「国民の祝意の機運を高めるための取組み」についての通知が発出されており、このたびのご即位に当たりましても同様の通知があるものと考えられます。

ご質問のありました祝賀行事の予定、計画につきましては、政府が主催する式典や祝賀行事の推移を見ながら、改めて来年度検討してまいりたいと考えております。

私といたしましては、これまでの天皇陛下の長年にわたるご活動に改めて敬意を表し、国民とと

もに歩まんとするそのお心に寄り添い、皇太子殿下のご即位に伴う儀式や祝賀行事が皆様の祝福の中でつつがなくとり行われることを願い、そして皆様のそれぞれの思いのままに、余すところなく祝意をあらわし、心穏やかにお祝いを申し上げることができるよう見守りながら、ご即位に付随する業務に遺漏のないよう取り組む所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 村中議員のご質問にお答えします。

法改正後初の18歳成人の式典についてのご質問の1点目、施行後最初は、18歳、19歳、20歳の3世代合同式典になりますかについて、ご質問の2点目、3世代合同式典は日程と式典場所に影響を与えますかについて及びご質問の3点目、合同の場合、美容、衣装、着つけ等に新成人が不備を生じませんかについては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

本市では、例年大人として社会への新たな一歩を踏み出す若者を激励し、その門出を祝福するため、国民の祝日と定められている成人の日の前日に下北文化会館において成人式を開催しております。本年は、1月7日に式典を開催し、対象者597名のうち442名の新成人が参加いたしました。

報道によりますと、政府は成人年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正法案を現在開会中の通常国会に提出することを検討しているとのことであります。

しかしながら、成人年齢を引き下げる民法の改正に伴い、関連する多くの法律を見直す必要があることから、民法改正法案の国会への提出時期につきましては具体的に示されておりませんので、今後改正された場合を想定しての答弁とさせていただきます。



法が施行される最初の年は、18歳から20歳までの方が一斉に新成人になる可能性が高いと思われるのですが、これらの方を対象として、合同で成人式を開催する場合には幾つか問題があるものと考えております。

まず、開催の日程につきましては、18歳の新成人の多くが高等学校に在学中となりますことから、現在と同様に成人の日の前日に開催した場合は大学受験を控え、参加を断念する方も出てくると考えられます。また、それ以外の日に開催する場合でも、進学や就職のためむつ市を離れている新成人が参加しやすい日程とする必要があると考えております。

次に、式典会場につきましては、合同で開催する場合は対象となる新成人だけでも1,800名程度となる見込みであり、例年の参加率等を勘案しますと、新成人と観覧者合わせて3,000名程度を収容できる施設が必要となります。例えば本市の大規模施設となる2020年度に供用を開始する予定の仮称むつ市総合アリーナであっても、メインアリーナの収容人員が観覧席を合わせて2,000名程度とのことですので、合同で開催する場合は会場に入場できる観覧者の数を制限せざるを得ないものと考えております。

さらに、成人式当日の服装につきましては、現在女性は振り袖姿の方が多いようですが、その準備のために、今でも1年前から貸し衣装や美容院の予約をし、当日は早朝から着つけをしているというお話を伺っておりますので、合同で開催する場合は、人生の節目である成人式に着物姿で出席したいという新成人やご家族の思いがかなえられないという事態も想定されます。そのため、法施行後最初の成人式につきましては、これらの課題を踏まえながら、輝かしい未来へのスタートとして思い出に残るような式典を開催することを第一に考え、法案成立後に対象となる新成人とその保

護者や市内高等学校関係者等のご意見も伺いながら、日程や開催方法を検討してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） ありがとうございます。

まず、再質問に入る前に議長に発言の訂正をいたします。先ほど壇上で、ことしの成人式の出席者人数を間違っておりましたので、訂正してください。ことしの成人式の出席者は、男子が225名です。私227名と申し上げましたが、225名。女性が217名ですので、訂正を議長にお願いをいたします。

さて、再質問に入りますが、まず祝賀行事について、これを先にさばいてしまいたいなと思います。天皇陛下の退位、即位は理解をいたしました。祝賀行事で関連として、違う祝賀行事について少し質問したいと思います。

実は、私の情報網では、おととい入った情報ですが、ことしの8月19日にJR東日本が所有します豪華寝台列車の「トランススイート四季島」が来られます。8月19日、田名部まつりの2日目です。ね、中日。来るといっても、「四季島」は電車で。電気で動くので、この線路はディーゼルカー、電気がありませんから、野辺地駅に朝8時半ころ来て、乗客マックスが34名だそうです。何とお値段、1人安いので71万円、2泊3日、高いので141万円だそうです。予約が埋まって、ことしはとれないようですが、この列車が野辺地に来て、8時20分ごろ下北駅に向かって来る。そうしますと、9時半から10時の間に下北駅に着く。そして、貸切バスで約5時間、むつ下北にいて、午後2時ごろ大湊を立って「リゾートあすなろ」で帰る。これは、天皇陛下の祝賀もそうですが、こういったセレブリティ34名の方々が下北駅におり立つ。この汽車からおりてバスに乗る間、もしくは観光が終わって大湊で30分時間があるそうです。

この間に、ふるさと納税だとか、むつ市の特産品だとか、何か上げるのもいいです。歓迎だとか、こういう祝賀行事するべきではないでしょうか。ことしの8月19日だそうです。私は、うれしくてうれしくて、ついこの祝賀行事に絡めて、議長の許可、議員の許可を得て、1回だけ質問を許可されていますので、市長、よろしく願いいたします。

○議長（白井二郎） 静粛にしてください。

市長。

○市長（宮下宗一郎） 議長の許可を得てお答えをさせていただきたいと思います。

いわゆるセレブであるか、そうでないかを問わず、むつ下北に来ていただくお客様というのはみんな大切なお客様であることは言うまでもありません。ただ、今回のこの「四季島」というのは、全国でも話題になっておりますし、これ来てただけということ、むつ下北にとって歴史的な大きな1日になるのではないかなというふうに思っています。

我々、実は2月にこの情報がありまして、平成30年度予算に観光PR事業費というのを計上しておりまして、その中でお出迎いのセレモニーを大々的に開催することを検討させていただいております。

「四季島」の観光客の皆様はむつ下北のファンとなっていただいて、リピーターとして、また発信力の高いお客様でしょうから、むつ下北の魅力をPRしていただきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） 天皇も、それも祝賀行事ですね。

続いて、町内会についてご質問いたします。ところで、町内会に参加していない人はごみの収集小屋に投げてはだめだというのは、ほとんどのほ

ぼ全部の町内会がそうみたいでありまして、その方々がどうやって、ではどこに家庭ごみを投げているかということ、とある町内、複数です、ごみ小屋の量がおかしいので、追跡調査したところ、他の町内会の人が置いていっているそうなのです。他の町内会の人が通勤途中だとか、夜うちへ帰るときに他の町内会のごみ小屋に勝手に置いていく。それが……

（「他の町内会」の声あり）

○20番（村中徹也） 他の町内会のごみ小屋に通勤途中に置いていく。

もう一つは、小分けしてスーパーの袋に入れてコンビニのダストボックスに投げる。あるコンビニの店主は、それを見つけたものですから、今度ごみ箱の設置を中にするとか、扉にするとかやるそうなのです。こういった町内会に属さない人たちがこういう行動をとっていることを市役所側は把握していましたか、お尋ねします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まず、さまざまなトラブルがあるということについては、我々としては伺っているところでございます。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） そういうことがあるものだから、ある町内会では、お金を出し合った人だけにキーをやって、鍵をかけたのです、この煩わしいこと。そこまでしないと、ちょうどその町内会の班をしいていますから、1班、2班とか。入るだけの小屋をつくっておいたのに、他の人が投げる。それを投げさせないために鍵をして、その施錠を会員だけに持たせている。こういうことを町内会、会長会議で市長、それから行政のほうは知っていましたか、お尋ねします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） そういう町内があるということ自体は把握はしてございます。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） 私は先ほど壇上で、その町内会の言い分を擁護すると言いました。もっと強い言い方をすると、支持しますという意味なのです。そもそも、ではお尋ねしますけれども、役所のほうがそれぞれ壇上の先ほどの答弁では、うまくやれよ、うまく話し合ってくれみたいな、簡単に言えばそういう答弁でしたけれども、どうですか、町内会の言い分は私は擁護されるべきだと思いますが、役所のほうはどう考えますか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まず、法的にどのようになっているかということのを少し説明させていただきますと、まず1つは、ごみの処理の方法に関する法律として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律というものがございいます。その中で、実は国民の責務というのが定められていて、ちょっと中を省略させていただきますけれども、「国民は、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない」というふうなことになっています。そして、これを受けてといいますか、この法律の中で、一般廃棄物の処理計画というものを第6条で市町村がこれ定めるということになっていて、その計画の中でごみの収集ですとか運搬の方法が現状定められているというような状況であります。

そして、我々のむつ市の特殊な事情として、本来であればごみ小屋というのは、これは市が責任を持って全て設置しなければいけないということになっているのですけれども、ご案内のとおり財政状況ですので、町内会の皆さんを頼りにして設置をしてもらったという歴史的な経緯がございいます。ですから、そういう意味では、地域の方々に常々我々がお願いしているのは、そうした事情も含めて町内会の意向に沿った形でごみを出してもらおうようにということで、我々としては市民の皆様にご協力をいただいております。

そしてもう一つ、むつ市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例というものがございいます。その中に第6条というものがございいます。この第6条では、「市民、事業者及び市は廃棄物の減量等の推進に当たっては、相互に協力し、及び連携しなければならない」となっています。これ廃棄物の「減量等」となっています。この「等」の中には、第1条で廃棄物の適正な処理というものが入っていますので、そういう意味ではみんなで協力してやりましょうよというような法制度の中にあるということが前提での先ほどの答弁だったというふうにご理解ください。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） ありがとうございます。

市長の口から今、市が責任を持ってやらなければならない、そのごみ小屋についても、本当は市が責任を持ってごみ小屋を設置し、場所も全部やらなければいけないという意味だと思うのですが、その言葉が出ること自体、私はすばらしいと思うのです。実は、その言葉を引き出したかったのです。それはもう私、すばらしい答弁だと思います。

ただ、現実問題として、先ほどの6条ですか、6条に書いてあるようなことにはいかないのです。現実問題、お金を出した人はお金を出さない人を使ってほしくないのです。使うのだったらお金を出せと。現実問題、こういう問題が起きています。

それで、今度は未加入者、仮に未加入者が、では町内会が使わせない、今まで内緒で他の町内会に捨てていたが、指摘されてやめたと。コンビニにも捨てられないと。市役所へ電話して、「私は納税者だから、うちの玄関に置くからとりに来てくれ」と、こう言われたら、市役所はどう対応するのでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） そのことについても、実は家庭ごみ収集場所設置許可基準というものがありまして、10戸から20戸を基準とした中でごみの処理場と申しますか、収集場所をつくるということにこれ決まっております。これ一応許可制度でありますので、申請していただいて許可をするという流れになっています。ですから、うちにとりに来いと言われても、それは我々の義務を負うところではないということは、この廃掃法制上明らかになっているところでございます。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） ですから、要は町内会に入ってもらえばいいのです。いいですか、ある複数の町内会、聞いてきましたけれども、町内会で入れるために、その人が何で入らないかという言い分を聞いた。そうしたら、町内会に入ると、その町内会で班を結成する、1班、2班、3班と。そうすると、1年に1回班長が回ってくる。班長が回ってくると、まず広報むつを配るのです、1年間、その人が。班の連絡を全部その人が歩くか電話するかやらなければいけない。そして、回覧板、班長がみんなやるのです。そして、年末になると班長会議、自分が招集して、自分のうちでやらなければいけない。公民館でやる方も。それがやれない老人、それをやりたくない若者、集合住宅もそうですね。ですから、複数の町内、調査した結果、「班長やらなくていいから、班長の順番が来たら飛ばしてあげるから、断れば」、そう言って町内に入った方が何人もいるのです。ですから、町内に入ると申すことは、ごみの負担金を出すということですから、町内会費も出すということですから。まずごみの問題よりも、町内会の加入率。今むつ市全体で63%なのです。一番多いところ、大畑地区78%、平均、むつ市は60%ですから。そういったふうにして、この63%を上げていく必要はないですか。

ですから、市長、行政の皆さん、町内会長との会議がありますから、ほかの町村ではこうやって順番が来ても班長をやらなくてもいいよと、そのかわり町内会に入ってちょうだいと言うと、若い方、お年を召された方は、入るのです。やっぱり、協力したいという気持ちがありますから。そういう例を紹介して、加入を町内会長会議で促してみたらいかがでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、市といたしましても、先ほどの答弁でありましたとおり、加入については、これは積極的に転入者に対して窓口でこのチラシを配布するなどという方針で加入促進をしております。

今、実はこの加入率というものの関係でいきますと、むつ市総合経営計画の中で「コミュニティ自治の実現」というところで、いわゆるKPI、キー・パフォーマンス・インディケーターのところ、町内会の加入率を平成33年度までに66.8%にするという行政上の目標を立てております。ですから、こうした目標に資するように、今村中議員からご提案をいただいたことも含めてしっかりと対応していきたいと、このように考えております。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） 諸問題がいっぱいありますけれども、18歳の成人も大事なのです。大問題なのです。

町内会のほうは最後の1点。今までごみの問題はわかりましたけれども、町内会の関係、市役所との関係、市役所は割と町内会を補完性の原理として便利に使ってきた経緯があるのではないかと、私はこう見ています。ただ、こういった殺伐とした世界、田舎でも隣近所、コミュニティがない世の中になっていきますと、そうはいかなくなるのです。ですから今、日本全国あちこちで、町内会

を法人、例えばNPO法人にして、その補完的役割から同等の立場にして協働で事業を行うか、行わせるかしたほうが良いということを提案しようと思いましたが、市長の答弁でパートナーシップということが出ましたけれども、この私が言う法人化を進めるべきとこのパートナーシップの違いはどこなのか、これをお聞きをしたいと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） パートナーシップ協定というのは、今ある町内会の皆様と、それこそ対等の立場で市政のさまざまなご協力をいただくということだと思っています。例えば健康づくりについて取り組む町内会の活動があれば、それに対して支援をさせていただくですとか、協働で何か事業をやっていくというようなことを想定しております。

法人化というのは、それからさらに進んだ議論になろうかと思えますけれども、法人化という場合には、恐らく法人として法的に何らかの活動をする場合に必要の手続だと思っておりますが、我々としては今の現状の町内会で、そのような形で法的な何か活動をするということまでは現時点では想定しておりませんので、このパートナーシップ協定というもののうちで同等な立場でこれからも市政運営に協力をしていただきたいと、このように考えております。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） 町内会の問題ですが、私が何をこの質問で言いたいかというと、ごみとか広報むつ出ましたけれども、町内会に加入していきがしていきまいが、困るむつ市民がいないようにしてちょうだい、この言葉に尽きるのです。ほかの町内会の方が自分のところへ投げる。町内会、その班の人が困る。投げるなどと言われる未加入者が困る。だから、いいです。両方困らないような方策をとっていただくよう要望をして次の質問に

移ります。

さて、ことしの成人式、調査しました。一番早い振り袖、朝の4時の予約だそうです。そして、朝の4時に着つけをやりと、6時には終わるので。うちへ帰ってきて、椅子に黙って座って、1時半の式典まで黙っているのです。なぜ4時ばかりわかりますか。9時、10時がもう1年前から満員なのです、美容室が。そういうことを考えたら、3倍になったら、教育長、新成人600人です、女性。何時から予約して何時にやればいい。大変なことになるのです、この問題は。

それで、聞きましょう。そもそも、どうでしょう、法案通ってから検討しますけれども、分散もあり得るのか、18歳、19歳、20歳。ここら辺をお尋ねします。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） お答えいたします。

現状では、市内に成人式を開催できるような規模の施設等はございませんので、いろんなことを勘案いたしますと、そのようなことも踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） ことしの成人式は、新成人が約450名。全員で下北文化会館に何人入ったのでしょうか。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） お答えいたします。

ことしの成人式には、新成人関係者等合わせて約800名の方が来場いたしました。このほかスタッフを除く約680名の方が、その会場の中に入っております。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） 800人掛ける3で2,400人。入るところないですね。しもきた克雪ドームも入りませんか。入っても、今度は椅子がない。むつ運動公園でやるにしても、冬やるとしたら雪が降っ

てくる。これは、まじめに考えないと、18歳新成人の初年度問題として今クローズアップされているのです。法案は間違いなく通りますから、これは。それだけは覚えておくように。

それで、なぜ私が指摘するのかというと、行政の問題よりも、聞き取り調査をしたところ、今の市内の業者、ことしでさえも4時なのです。来年の予約状況を聞いたら、4時、5時はまだあいているそうです。晴れ着、パーマ屋、9時、10時はもういっぱいなのです。1年後がいっぱいなのです。何度も言います、これが3倍になるのですから。

それで、業者に聞きました。「3倍になったら、人をふやすのですか、晴れ着をふやすのですか」と。ふやさないそうです。ふやせないそうです。日本全国同じ日に成人式やると、振り袖から羽織はかまから入ってこないそうです。まして、さばける体制にはないそうです。こういう現状も僕は聞き取り調査しているのです。いかがですか、こういうの。考えたら、やっぱりそもそも論からして、もうそもそもだめなのです。いかがですか、教育部長。

○議長（白井二郎） 教育長。

○教育長（遠島 進） ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど来お話をしておりますように、部長からの答弁もありましたけれども、法案が成立しましたら速やかに検討し、なるべく早く発表していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） もう一つ問題があるのです。18歳、19歳、20歳とやるでしょう。先ほど18歳が大学入試センターの1週間前だと。これは、いいです。初年度もそれなのですが、次の年から普通に回るのです。18歳だけの成人式になる。ところが、

が、大学入試センター試験というのは、冬やっている限りは、永遠につきまとうのです、1週間後。ですから、合わせて18歳成人単独になった場合でも、これも考えておかないとだめだと思うのです。

答弁はいいです。法案通っていませんから、その答弁で。いっぱいあると思います。あなた方の答弁は、今の国会の太田理財局長とか、前の佐川理財局長とか、同じ繰り返しでいいのです、それで。ただ、申し上げておきたいことは、来年の予約状況がそうですから、もし法案が通ったら、最低でも2年前には公表しないと、新成人が晴れ着を着れない、やれない、戸惑うことになるのです。業者も戸惑えば全員戸惑う。ですから、2022年の施行を目指していますが、2020年の成人式には、もう2年後のことを発表しておかないと、私はいけないと思う。最低でも2年前に発表すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（白井二郎） 教育長。

○教育長（遠島 進） おっしゃるとおりであります。2年前の発表を市内の関係者と相談しまして決定していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） 教育長、あなたに毎回質問しても、あなたは私の質問に対しても、「そのとおりです」、「やります」、私には非常にいい答弁をしてくれました。特に図書館、何で2月のときに2週間も休むのだと。知っていますか。そうしたら、蔵書の、図書の管理だとかいろんなことを言っていて、「入試の時期だろう」と。「蔵書なんて、何とかの管理だって、8月でも9月でもいいだろう」と半分おどかしぎみに言ったら、あなたは「わかりました」と、「2月は休みません」と。

そして、あなたとの思い出の中で一番記憶にあるのは、あの質問です、いわゆる吉祥寺事件と言われた。私は、あなたの教え子だということとはわ

からなかった。それで、東京都民の人口幾らか知っていますか。1,370万人です。日本の全人口の12%がいるあの中で、なぜむつ市の、夢があるあの若い子がピンポイントで、あのいっぱいいる中で、宇宙から見たら見えない中で、私は悔しい思いで、「なぜむつ市出身の女性が被害に遭うのだ」と言ったら、あなたは涙を流しながら、「実は私の教え子で、東京へ出る際に、夢と希望を相談して送ってやった」と声を詰まらせた。私は、あの答弁といい、図書館の答弁といい、今の答弁といい、あなたは生まじめ過ぎるほどすばらしかった。

今生放送されています。多分議会として最後の挨拶の要請があるでしょうが、それは放送されません。教育長、今の成人式もそうですが、7年11カ月、何が今あなたに去来していますか。お伺いします。

○議長（白井二郎） 教育長。

○教育長（遠島 進） 議長の許可をいただきましたので、お答えさせていただきます。

私の教育長在職7年11カ月を振り返って思いを述べよということでございます。私は平成22年6月8日、むつ市議会第204回定例会におきまして、次のような就任挨拶をさせていただきました。

「私は、この地域の出身者として、地域の子供たちは地域で育てるという思いを持って高校教育に携わってまいりました。地域の将来を担う子供たちの教育に再びかかわることができますことは大変光栄なことでございます。教育は言うまでもなく人づくりであります。確かな学力を身につけ、豊かな心を持ち、心身ともに健康でたくましい子供を育てていくことが責務でございます。同時に、教育は地域づくりでございます。ふるさとの振興のために力を尽くす人材を育てることが地域づくりにつながっていくものと思います。それには、一人一人の子供に地域から大事にされたという思いを持たせることができるような教育をすること

で、子供たちは地域の将来は自分たちで担おうという気持ちを持たせることができるようになるものと思います。具体的には、現在取り組んでいる」、現在というのは当時のことでございます、「むつ市教育プランを確実に推し進めてまいります」と述べています。

就任以来学力不振、そして不登校の多さというむつ市の学校教育の長年の課題について、むつ市教育プランの基軸であります小中一貫教育を通じて取り組んでまいりました。この取り組みは、子供を大事にするという市の施策と、そしてまた同じような子供を大事にする議会の後押しがあり、教育委員会や学校の取り組みのみならず、地域や保護者の協力も得て、児童・生徒が頑張った結果、いわばむつ市挙げて取り組んだ成果として学力向上が図られ、不登校が半減するという成果を上げることができたと考えております。このことに対して多くの皆様のご協力に心から感謝を申し上げます。

しかしながら、学力の向上や不登校の半減も、他の地域に並んだということで、これからが確かな学力を身につけるための正念場だというふうに考えております。

今後、今年度から取り組んでおります市長が教育委員会と協議を重ねて策定しました教育大綱の取り組みを確実に推し進め、充実させることで、子供たちが自らの力で未来を切り開いていくことができるよう人づくりに取り組んでいくことが必要というふうに考えております。

最後に、多くの皆様から支えられてこれまで務めてこられましたことに感謝を申し上げ、7年11カ月の思いの一端とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） これをもって私の一般質問を終わります。

○議長（白井二郎） これで、村中徹也議員の質問を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（白井二郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明3月7日は議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。

よって、明3月7日は議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、3月8日は議案質疑、委員会付託、一部採決、予算審査特別委員会設置及び付託、予算審査特別委員会委員の選任、請願上程及び委員会付託を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時15分 散会